

平成23年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年3月2日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月2日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室	室長	伊藤 芳樹		
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼企画情報課長	鈴木 智久
		総務課長	江上 文啓	税務課長	服部 康彦
	民生部	部長	齋藤 仁	次長兼住民課長	犬飼 博初
		次長兼保険医療課長	上田 実	次長兼高齢介護課長	佐藤 一夫
		環境課長	村上 勝芳	子育て推進課長	鈴木 利彦
		健康推進課長	能島 頼子		
	産業建設部	部長	水野 久夫	次長兼土木農政課長	西川 和彦
		まちづくり推進課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理者兼会計管理室長	小酒井敏之		
	上下水道部	部長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		水道課長	伊藤 満		
	消防本部	消防長	山内 巧	消防本部総務課長	浅野 睦
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	部長兼教育課長	加賀 松利
		生涯学習課長	川合 保		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	橋本 浩之
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	3 番	山 田 邦 夫	4 番	米 野 秀 雄	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙
- 日程第4 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第5 発議第1号 蟹江町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第6 発議第2号 蟹江町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第8 議案第11号 平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第12号 平成22年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第13号 平成22年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第14号 平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第15号 平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第16号 平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第17号 平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 施政方針
- 日程第16 議案第18号 蟹江町の職員の給与に関する条例及び蟹江町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第21号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第22号 蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第23号 蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第22 議案第24号 町道路線廃止について
- 日程第23 議案第25号 町道路線認定について
- 日程第24 議案第26号 海部地区水防事務組合規約の変更について
- 日程第25 議案第27号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第26 議案第28号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第27 議案第29号 平成23年度蟹江町一般会計予算
- 日程第28 議案第30号 平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第31号 平成23年度蟹江町土地取得特別会計予算

- 日程第30 議案第32号 平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第31 議案第33号 平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第32 議案第34号 平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第33 議案第35号 平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第36号 平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第35 議案第37号 平成23年度蟹江町水道事業会計予算
- 追加日程第36 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙
- 追加日程第37 選挙第2号 海部南部広域事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第38 発議第1号 蟹江町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 追加日程第39 発議第2号 蟹江町議会委員会条例の一部改正について

○議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

平成23年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

西尾張CATV株式会社より、本日並びに代表質問の撮影、放映許可願が提出されましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可をいたしました。

皆様のお手元に議会運営委員会の報告書、発議第1号及び発議第2号が配付されております。また、平成23年4月に施行される蟹江町議会議員の一般選挙の日程のお知らせも配付されております。

ここで、石垣教育長と伊藤政策推進室長より行政報告の申し出がありましたので、順次許可をいたします。

○教育長 石垣武雄君

行政報告をした。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

行政報告をした。

○議長 伊藤正昇君

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回蟹江町議会定例会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には橋本浩之君を指名をいたします。

ここで、去る2月23日開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

議席番号7番 議会運営委員長の小原喜一郎でございます。

去る2月23日午前9時を定刻としておりましたけれども、定刻より早くに皆さんおそろいでもございましたので、5分ほど早く委員会を始めさせていただきますので、その協議結果について報告を申し上げます。

まず最初に、会期の決定についてでございますが、平成23年3月2日本日より3月23日までの22日間といたします。

次に、議事日程についてでございますが、3月2日本日、議案上程、付託・精読、施政方針、人事案件、議員発議による議案追加日程、審議・採決の手順で本会議を開きます。その後、全員協議会、学区編成会議等を行います。なお、組合議員選出のため、午前の休憩中に

総務民生常任委員会を開催していただきます。

きょうの追加日程による議案は、選挙第1号、選挙第2号、発議第1号、発議第2号でございます。

次に、3月2日午前9時より、本日すべての議了がない場合、引き続きあす3月3日に継続して行うことといたします。午前9時よりであります。

3月7日月曜日でございますが、午前9時より総務民生常任委員会を開催していただきます。付議事件につきましては、議案第18号、第19号、第20号、第21号、第22号までの5議案といたします。

次に、午後1時30分より防災建設常任委員会を開催していただきます。付託事件につきましては、議案第23号、第24号、第25号の3事案であります。

次に、3月9日木曜日でございますが、代表質問を行います。代表質問終了後、議会運営委員会を開催し、意見書の取りまとめを行います。

3月10日、前日の代表質問ないし議会運営委員会等が終了しない場合、引き続き午前9時より開催をしていただきます。

3月15日午前9時より予算審議を行います。

16日は、予算審議が終了しない場合、引き続き午前9時より本会議を開催し、審議を行います。

3月22日午前9時より委員長報告、議案審議・採決といたします。

なお、23日、予備日としておるため、22日に終了しない場合、引き続き行うことといたします。

次に、3番、人事案件についてでございます。

選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」及び選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」は、初日に追加日程により選挙を行います。なお、選挙の方法は議長の指名推選とし、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催し、組合議会議員を選出することといたします。

4番目、代表質問についてでございます。

質問順序について、1番目、清新クラブ 米野秀雄君、2番目、日本共産党 小原喜一郎、3番目、21フォーラム 菊地久君、4番目、新政会 奥田信宏君、5番目、民主党 中村英子君、6番目、公明党 松本正美君、以上の順序で行っていただきます。

(2)番目、質問場所についてでございます。最初の質問は、登壇をしてこの場から行っていただきます。再質問は質問席、いつもやっている質問席で行っていただきます。なお、質問時間は30分以内としていただきます。

質問項目の通告について。通告書様式により、質問項目を本日正午までに議長へ提出していただくことといたしました。

5番目、予算審議についてでございます。

審議の方法は、先例により行うことといたしました。

まず、1番目であります。一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までとし、歳出は、款ごとに1人3回までとする。

それから2番目、特別会計・水道事業会計は、会計ごとに1人3回までといたします。

6番目、意見書についてでございます。

12月定例会で継続審査となっております下記1番から7番及びその後提出された8番から11番の意見書の取り扱いについては、代表質問終了後、本議会運営委員会を開催し協議することといたしました。

意見書の内容は、今から申し上げます11項目であります。

まず、1番目、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書、2番目、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書、3番目、保育制度改革に関する意見書、4番目、安心して子育てできる制度の確立を求める意見書、5番目、障害児・者の福祉・医療制度の緊急改善を求める意見書、6番目、住宅リフォーム助成制度を求める意見書、7番目、介護保険制度の抜本改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書、8番目、大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書、9番目、「子ども・子育て新システム」に反対する意見書、10番目、特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書、11番目、国民健康保険を都道府県単位とする「広域化」に反対する意見書、以上でございます。

次に、議員発議による議案についてでございます。

発議第1号「蟹江町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」及び発議第2号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を初日、きょうでございますが、に上程し、精読の後、追加日程により審議・採決をすることといたしました。

8番目、その他についてでございます。

政務調査費について、23年度の交付申請及び請求書は、4月分を3月15日火曜日までに、5月分以降の交付申請及び請求書については5月13日金曜日までとし、4月分を4月14日木曜日、5月から9月分を5月31日火曜日に支払うこととするそうでございます。22年度の収支報告書を4月15日金曜日までに議会事務局へ提出するようにお願いをいたします。

次に、議員表彰でございます。全国町村議会議長会から伊藤俊一君、山田邦夫君、林英子君、黒川勝好君、猪俣二郎君が議員15年表彰を受賞されたため、全員協議会の冒頭に議長から伝達を行います。

3番目、学区編成会議について、全員協議会終了後に学区編成会議を開催することといたしました。

次に、その他のその他になるのでしょうか、議長より教育長に野外活動センター、インフルエンザの報告の申し出を行い、本日、冒頭に報告を行うということになりました。そうい

う報告を求める提案があり、当局へ議長より口頭で申し入れすることとなりました。

2番目、ニッセン跡地については、地元関係者の説明会があれば、開催日を議員に連絡するという事を申し入れすることとしました。してほしいということですね。

それから、2番目、蟹江高校跡地については、12月に立ち消えになっておりましたので、重要な問題であるので、取り組みと経過について報告をお願いすることといたしました。これも、議長から口頭で申し入れしていただくことといたしました。

以上で報告を終わります。

(7番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 伊藤正昇君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番山田邦夫君、4番米野秀雄君を指名をいたします。

○議長 伊藤正昇君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は22日間と決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第3 選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 伊藤正昇君

選挙理由の説明が終わりましたので、選挙第1号は精読としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

日程第4 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

説明した。

○議長 伊藤正昇君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第2号は精読としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙第2号は精読とされました。

なお、選挙第1号及び選挙第2号は、午前中の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いをいたします。また、選出されましたら議長までご報告をお願いをいたします。

○議長 伊藤正昇君

日程第5 発議第1号「蟹江町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

猪俣二郎君、ご登壇ください。

(15番議員登壇)

○15番 猪俣二郎君

それでは、ご提案を申し上げます。

発議第1号「蟹江町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」。

蟹江町議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように定めるものとする。

平成23年3月2日提出。

提案者、蟹江町議会議員、猪俣二郎。

賛成者、奥田信宏、菊地久、中村英子、松本正美、以上であります。

蟹江町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町議会の議員の定数を定める条例（平成12年蟹江町条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中、「16人」を「14人」に改める。

附則。

施行期日。

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提案理由。

この案を提出するのは、国や地方を取り巻く環境は、地方分権、財政問題を中心に大変厳しさを増すばかりの状況である。蟹江町の議会が低下することなく、行政の簡素化、効率化

及び経費節減を達成するためには、議員定数を2名削減し、14人とすることが妥当であると判断したため、本条例の一部を改正する必要があるからであります。

なお、2枚目につきましては、皆さんの精読としていただきたいと思っております。
以上であります。

(15番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第6 発議第2号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

議席番号7番 議会運営委員長の小原喜一郎でございます。

本案は、議会運営委員会として提案いたしますので、委員長の私から提案をさせていただきます。

朗読によりまして提案をさせていただきます。

発議第2号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」。

蟹江町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成23年3月2日提出。

提案者、議会運営委員長 小原喜一郎。

蟹江町議会委員会条例の一部を改正する条例。

蟹江町議会委員会条例（昭和62年蟹江町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条各号中、「8人」を「7人」に改める。

附則。

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、議員定数の削減により定数の見直しを

する必要があるからでございます。

なお、2枚目に新旧対照表がございますので、後ほど精読のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

(7番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております発議第2号は、精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第7 議案第10号「平成22年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

まず、歳入につきましてですが、13ページ、前にも聞いたんですが、地方交付税が3億7,000万円ふえまして、あらかじめ1億8,000万のときに聞いたんですけども、さらに3億7,000万ふえて、ことし5億5,000万地方交付税がもらえると。期末になりましてほぼ見通しははっきりしてきたからこうされたわけですが、蟹江町の財政は大変安定していて、不交付団体になったっていうのは2年前の話ですね。それが昨年から少し怪しくなったというか、まともになったというか、地方交付税がまたもらえるようになった。期末になりましたら5億5,000万ももらえるというか、もらわなきゃいかんというか、いうふうになったわけですね。数字だけでいうとこういうことですが、いま少し、どうしてこういう形になったか。政府の方針が変わったのか、蟹江町の体質が変わったのか、少し解説をしておいてほしいと思います。

それから2つ目、15ページ、子ども手当負担金も、入りも少ないけれども出も少ない、両方行ってこいでいいわけですけれども、この前聞いたような、聞かないような、どうしてこういう減額になったのか、もう少し解説をしてほしいと思います。

それから、歳出のほうですが、非常に全部署、全部課で一生懸命に仕事をされて、節減に努めてせつせと、期末ですから予算減でひねり出したのをですね、減債基金とか財政調整基金に積むのはいいわけです。いいわけですが、59ページ、ここで2つお尋ねしますが、道路新設改良事業費で900何十万、今須成線用地購入費とありますが、これは今西の区画整理やったころにあの道路、今須西線といったか、道路の名前わかりませんが、アンダーから立体にするということが起きて、立体交差にするために道路用地が少し側道で要るようになったという話をたしか聞きました。それで、区画整理終了の機会に一気にやり損ねちゃって、多少の土地買収が必要になったけれども、それが残っていて、須西側、須成側は随分買収が整っているのに、関西線から南側ですね、なかなか整わないということで、この間、この話が出てきませんね、何年か。それで、駅北の区画整理やいろんなまちづくりがどんどん話が出てきますけれども、あの線の状況がどうなっているか我々わからんわけです。

ですから、これは後の土地会計の特別会計にも関係して出てきますけれども、今どのくらい未買収が残っていて、計画は一体どうなっているのか。これは、今ここで結構ですが、資料請求をさせてもらいたいんです。長年どう、何にも聞こえてこない、都市計画づくりです。今現在、どのくらいのことが残っていて、どういう難題が残っていて、計画はほったらかしなのか、やろうとしているのか。その順位は、都市計画マスタープランにもあんまりはっきり出てこんように思いますので、それが新設道路改良事業ですね。それだけで結構です。

資料をお願いしたいと思いますが、次の本審査までにですね。今西のあの土地の買収とか、陸橋とかの工事はどうなっているのか。据え置いておくという方針になっているのか、少し様子のわかる説明資料を欲しいと思います。

それから、61ページ、街路整備費事業費の中で、七宝蟹江西福田線公共施設管理者負担金約1億、藤丸中央線1億2,000万、これは大体わかるんですけども、負担金ということは駅北の土地区画整理組合へお出しになるということだと思うんですが、何をどうしようとする、どういうお金なのか、これは今ここでお尋ねをいたします。

以上、頭のほうから逐次お願いします。

○総務課長 江上文啓君

私のほうからは、地方交付税の件についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、今回、地方交付税を3億7,000万ほど増額補正させていただいたわけですが、議員の皆様ご承知のように、地方交付税というのは財政力指数に応じて交付されるものでございます。ちなみに、財政力指数が1を超えれば不交付団体ということで、地方交付税

は交付されません。平成22年度の蟹江町の財政力指数は、0.900ということでございました。ちなみに、平成21年度の財政力指数は0.975ということで、端的に申し上げますと0.075財政力が落ちたということでございます。その結果として、今回の3億7,000万の増額補正になったということでございます。例えば、今年度の財政力指数が平成21年度並みの0.975であったならば、総額で3億4,700万円ここから減額になりますので、結果、昨年度とほぼ同額の交付税総額になったものと推測されます。

以上でございます。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、私のほうから、子ども手当の関係をわかっている範囲でお答えさせていただきます。

子ども手当、子供1人に対して1万3,000円ということで始まった手当でございますが、当然、所得制限もございませんので、ある程度人数を見込みながらやったんですが、その中で公務員等、あと子供さんだけがあって両親がほかのところにいるとか、いろんなケースがございます。少し見込みを多く見たこともございまして、今回、事業も最後の2月の支払いも終わりましたので、最終これだけの減額になったということでございます。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

59ページの今須成線の用地購入の関係の資料の請求については、来週中に出すようにいたします。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

交換金につきまして、一体交換金とはどういうお金なのかというご質問をいただきました。

蟹江今駅北土地区画整理事業の中には、実は都市計画決定された施設が2つございまして、ここに記載されております七宝蟹江西福田線の都市計画街路と藤丸中央線の都市計画街路プラス駅前広場がございます。あくまでその用地費でございます。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

東郊線と藤丸中央線の用地費だけですね。それでは、詳細の図面が出ておりませんが、区画整理組合のほうで幾らくらいの値段で売ることになっているのか、町は幾らで買おうと、買おうですね、負担金として出しますけれども、結局買うわけです。そこいらが実は私は、駅北の区画整理事業が組合施行でやっていらっしゃいますけれども、うまくいっているのかなど。本当にうまくいかない、どん詰まり、苦しんだときに金はだれが負担するのか、施行者で負担するわけにいきませんね。うまくいかないときにどうなるかっていうことを心配しておるわけです。それは、当事者が一番よくわかっているはずですよ。

ですから、今から土地の――議長、何ですか今、別に……。幾らくらいでどうするとい

うのは、非常に公平でまともな値段かということが今チェックできないわけですね。ですから、どの位置を、どの面積を幾らくらいで買う予定で負担金を払われるか。

もう一つは、今聞いたのは、負担金となっているから、町道整備をあの組合がやるのかということも最初思えたわけです。そうすると、そういう負担を1億、2億という金を組合へずとんと出して、向こうでやってもらっていいのかなということがありましたが、今、土地代だとおっしゃるので、町道、工事費はどうも町のようですね。ですから、大変差し出がましいんですが、今までに何年かにわたって町から負担金、補助金が駅北の区画整理組合へ支出されておりますが、波状的に出ているので、我々は頭の中整理できていないんです。だから、総事業費はどのくらいで、これまでにどういうふうに補助金が出ていったか、あるいは国からトンネルで補助金が出たか、現在どのくらいの位置に、25年ころまでにできると言うんですが、どのくらいの位置にあって、うまくいっているものかどうか。これは、要らんお世話だとおっしゃられるかもわかりませんが、補助金がすごく出ているわけですから、また、今後も出るわけですから、概況をひとつ報告してもらいたいんです。

これも、ぜひ予算審議までにですね、ご了解が得られれば、町の出た金だけ出してみても全体がわかりませんので、施行の計画と進みぐあいと、それで町の出しているお金がどうで、今からどのくらい要りそうだと、それは全体像の資料をいただきたい。それから、今、この土地の用地費にかかわる、「うん、そうか」と言えるような資料、場所、面積、単価、どういう予定かということの資料をいただきたいと思います。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

非常に多岐にわたる資料請求だったと思いますが、できる限りまとめさせていただきます、お出しするようにいたします。

○10番 菊地 久君

10番 菊地であります。

今回の補正予算の主な特色といたしまして、国とのかかわりで来なければならないというお金が来なくなったのか、予想もしなかってお金が来るようになったのか。これ全体像を見て、一番我々が、先ほども山田議員から質問がありましたように、地方交付税の問題であります。地方交付税が3億5,000万近く来たということは、喜ばしいことではないように、当初我々はですね、多いときには地方交付税10億ももらっていた時期もあったわけ。それがだんだんと町の税収等々がよくなって行って、交付税がゼロに近づいてきちゃった。いいのか、悪いのかという話をしたこともあるんですが、今回の地方交付税が来た主たる原因は、先ほど課長がおっしゃったように、税収の問題だと思うんです。税収が伸び悩んでおる。法人税はちょっとふえておりますが、一般の税金というのは下がってきておるわけですね。それを考えていったときに、これからどうなるんだと。

当初予算も今、見させていただいておりますが、そのことについて主たる原因は、ただ基

準財源1以上ではないことは事実ですよ、1以下だと。それで、こういうふうにならなくなったよと、だからという数字でありますけれども、これをしっかりとしていかなないと、地方交付税が来ることが喜ばしい蟹江町の実態なのか、それとも努力によって交付税なくなっているんだよというような町の財政ができるのかどうか。これについて、予算審議のときにもお尋ねしますが、今の答弁だと、3億5,000万近い交付税が来たよと。したがって、これは全体の財源としては収入になっております。その収入で全体を今やっておるわけですが、いま一度、今回の地方交付税が来たことについて、金額がですね、当初からこういうふうな想定をしていたのかどうか、そうではなくて、こんなふうになっちゃったから来ちゃったということなのか、主たる原因についてまずお尋ねを申し上げたい、それが1点であります。

2つ目は、先ほども山田議員の質問があったように、子ども手当の問題であります。

子ども手当というのは今、非常に問題を国会でもやっておるわけですが、制度的に問題があったのかどうか。最初スタートしたときに、事務的な関係で、こういう人たちは該当しますよと、こういう人たちはこうだよというような説明があったわけですね。今の説明だと、子ども手当の問題、どこに問題があったのかと。最初の計算した人数、該当すべき人数の対象者と対象者でなかった人との人数の違い、そういうものがあってこれはこのような形で減額で来たのか、それともほかに原因があって子ども手当そのものが減額という形に来たのかどうか、ちょっと今のわかりづらいですね。

これは、どこへ行ってもわかりづらくて、子ども手当、子ども手当でいろいろと言われておるわけですが、出すでいかなんと言う人もおるようですが、出ちゃったものは出ちゃったで、もらえる人はもらわないかんわけですよ。そして、当局としても、当然落ちのないように、該当者には必ず後で問題のないように払うと、これ当然のことではあります、この件について当初からミスだったのか、国のほうからの指導要綱だとか、そういうものが大きな間違いがあったのかどうか。金額が大きいもんですから、一度整理をしていただきたいと思います。

次に、また収入の面で、13ページであります、学校の給食費の保護者負担金の問題であります。これも、該当者が思ったより最初よりも減ったからこのような形で、基準によって減ってきたんだというような説明ではあります、本当にそういうことなのかどうか、再度確認と同時に、よく今言われておりますのは、給食費を払わないと、払えないのか、払わないということが大きな問題になっておるわけ。関連して、子ども手当支給するなら、その支給額から引いたらどうだ、簡単ではないかと。上げるんだから、子供のために上げる子ども手当なんだから、そこから差し引きやええじゃないかというようなご意見もあるようでございますけれども、現実のこの実態としてどうなのでしょうかねと。まず、本当に最初の当初の人数が見込みよりもこんなに少なかったということも考えられんですわ、正直言うと。そんな計算式が成り立つんだろうか、入学式でわかるしね、全校の生徒数もわかるんですよ。だ

から、ちょっとこれ理解がしづらい説明というのが1つと。

先ほど質問しましたように、保護者負担金がもらえない人がおって、その措置として、例えば学校の先生が、担任が内緒で自腹を切っておるだとか、そんな話もちよこちょこ、蟹江なのかどうかわかりませんよ、ちょこちょこ載っておりますけれども、そういう学校給食等の問題について、学校当局としては本当に給食費を払わない家庭について、子供にとって学校の中で「あんた給食手当払っとらん子だね」とか言われたり、肩身の狭い思いをするような実態があってはならないんですが、そういうような雰囲気だとか、そういうような実態なんというのはあるんでしょうか、どうなんでしょうか。これはちょっと教育長にお尋ねを申し上げます。

それから、もう1点、収入の件でありますけれども、10ページのたばこ税と入湯税の問題であります。

たばこ税は、値上がりによっていろいろと、それは健康状態などによってたばこを吸う人が減ってきたと。減ってきたことによって当然、たばこの税もこれ560万減っておりますし、来年は見通しとして、当初予算を見てもおわかりのように、減ってきておるわけです。だから、その見込みについて、このたばこ税そのものについて当初から1億7,700万、前組んでおったんですが、今度はもっと下がっていますよね、1億6,000何ぼだと思えますが。このたばこ税というその税金について、これから下がっていくだろう、その補てんをするという考えなのか、これはもう当然なくなっていくかもしれんと、喜ばしいことだと。下がった分だけは、例えばどこで来るのか、これ地方交付税にこのことも入ってくるのではないかなと私は思ったわけ。その辺についてはどうなんでしょうかと、こう思います。

その次は、入湯税の問題であります。入湯税が年々年々とこれ減っていつておるわけですね、昔は1,000万超しておったわけで。ところが、今回も、当初予算660万が130万も減っちゃっておる、一体どうしてなんでしょうかと。いろいろと蟹江町が観光開発ということでお客を呼んで、それで入湯税をいただいて、その周辺対策でネオンをつけたり、いろんなことをやっておるわけですね。しかし、このような形で蟹江町の入湯税がどんどん減るとするのは、どこに原因があるんだろうかな。観光の蟹江町であってではなくて、もう風呂へ入るお客も減っていったのか、入湯税なんていうのは逆にはもう必要ないというような方針で考えたほうがいいのかなどうか、この主たる原因ですね。入湯税のどんどん減っていくという原因は一体どこにあるんでしょうかねと、このことについてひとつお願いをいたします。

○総務課長 江上文啓君

それでは、私のほうから、地方交付税の件についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、当初予算のお話でございますが、例えば地方交付税の当初予算を組む場合にでございますが、前年度、今回の場合ですと21年度の地方交付税の歳入見込額を想定いたしまして、

それを参考に22年度の当初予算を組まさせていただきます。ご承知のように、当初予算は1億8,000万で計上させていただいたと思います。これは、21年度の地方交付税の総額がまだ確定しておりませんでしたので、当初予算で計上いたしました5,000万に対し大幅に歳入、特に個人住民税だとか法人税が減収するだろうということで、5,000万のものを1億8,000万に増額し当初予算に計上させていただいたものでございます。

ところが、私どもの予想よりもはるかに減少額が多かった結果、先ほど申し上げましたように、大幅に地方交付税が増額する、トータルとして5億5,000万ほどになるという見込みで計上させていただいたものでございます。

以上です。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

子ども手当の関係でございますが、当初、所得制限もなくということで子ども手当が決まりましたので、とりあえず人数を見まして、それによって、あとその伸び率を掛けて予算を組まさせていただきますんですが、その伸び率を掛けたときの元数のところに、通常、児童手当もそうなんですけれども、公務員の場合については各勤務をしている職場から児童手当というのが出ます。子ども手当も同様な制度になりますが、子供の親がどういった職種についているかというのは年度当初ではわからないので、普通であれば中学卒業までの子供の人数の伸び率を少し抑え目でやればよかったところ、通常どおりの伸び率でやってしまい、あと公務員等も入れたままの元数でやりました関係上、今回、最終の2月支払いも終わりました、このような減額になったということでございます。

制度的には多少わかりづらい部分があるというのは、やっつけてわかりますけれども、要するに、今回、子ども手当については、海外でどうのというのがありました。確かに、わかりづらい部分はありましたが、少し当初のほうの見込みが甘かったということがございます。その辺おわび申し上げて、以上でございます。

○教育長 石垣武雄君

じゃ、失礼します。

給食費の減額についてであります。説明のところでは児童・生徒数の減少というようなこととお話があったと思いますが、基礎が10月の時点でありました。あと、それについて、もう一つは、学校で給食数があるんですけれども、それを例えば何かの行事で行わなかったとかというようなところで、回数の問題もあるかなと思っているんですけれども、具体的な数字につきましては少し宿題というかさせていただいて、今度お示しをできたらということをおっしゃっています。

それから、2点目というか、給食費の払えないというか、そういうあたりについて子ども手当の関係のお話があったと思うんですけれども、これにつきましても私どももいろいろ考えたわけですが、子ども手当から給食費を差し引くということは国の方針ではないと、22年

度ありましたので、ただ、支払われるときに親さんの了解で、そのときにどうぞということはいいいよということでありました。23年度以降については、またこれも国が検討されていると思いますので、それで、町としましては、そういうような払えない子に対しまして、準要保護という制度がございますので、これで学用品とか給食費の全額ではありませんけれども、7割ほどの補助を出しておりますので、それで何とかというようなことをやっております。

それから、そういう点でも給食費を払えない子に、今おっしゃられた先生が立てかえはしていないかというようなことでありますが、これについては、ひよっとするともう10年以上前はあったかもしれませんが、現在はありません。これについても、私どもそういう事務局と学校の特に教頭先生になりますが、そういうようなところを話し合いました、実際に本当に未納の子はどういう子だということで、その方については翌月とか、あるいは2カ月後とかというようなところで未払いのお金についてこういうふうになっていますということで、督促ではありませんけれども、そういうことで請求はしております。

そんな関係であります、また、先ほどおっしゃられたように、給食を食べておるのに子供が肩身が狭いとか、そんなことは絶対ございませんので、それについては担任の先生が中心となって学級で楽しく給食をいただいておりますので。ただ、お金の問題についてはそういうようなことで、これからもまた考えていかななくてはならないなということは思っております。

以上です。

○税務課長 服部康彦君

すみません。まず、たばこ税の関係につきましては、交付税の関係もございますので、総務課長のほうからご答弁させていただくことになると思いますが、入湯税に関しましてでございますが、確かに年々減ってきております。こちらのほうにつきましては、温泉施設等を利用される方が若干減ってきておるというのも事実であります。今回、130万の補正を出させていただきましたものにつきましては、大きなものといましては、議員もご承知と思いますが、松岡豊泉閣の廃業に伴うものが大変大きくございます。それからあと、実は中瀬のほうの温泉施設のほうも大変利用者が減ってきておまして、その関係で今回130万の補正を出させていただいたという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○総務課長 江上文啓君

私のほうからは、市町村たばこ税について答弁させていただきます。

当然、議員がおっしゃられるように、市町村たばこ税は地方交付税の歳入項目に上がっております。ですので、市町村たばこ税が減収すれば、交付税はふえるという結果にはなりません。今回の減額については、来年度の交付税に反映されるものと思っております。

以上でございます。

○議長 伊藤正昇君

それでは、暫時休憩をいたします。10時50分から再開をいたします。休憩中に総務委員会をお願いいたします。

(午前10時31分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時50分)

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

私は、全体として、1つは総括的な質問にもなるかというふうに思いますけれども、今までの質問はほとんど共通している内容があると思うんですね。まず、最初に承っておくわけではありますが、10ページでございます。法人税の増収ですね、承りたいわけではありますが、全体としての傾向です。人口の流動的な関係でそういう減収の結果になるのか、それとも計算違いとか、見積もり違いでそうなるのかということ、非常に疑問に思うわけではありますが、その辺を見定めたいために伺うわけでもあります。

そこで、法人税の増収につきましては、この法人税の増収の傾向が、景気のいい法人の例えば1社だとか数社程度にとどまったものか、全体として景気の一定の浮揚と申しますか、改善があって法人税全体としてこのようにふえたのか、ちょっとその辺について承りたいわけでもあります。

それから次に、交付税、次のページでございます。交付税についてでございますけれども、私はこの交付税というのは、当初、蟹江町は非常にいい団体として、財政力指数がゼロあるいは1近くになるということでしょうか、ゼロ以上になるということですね、いう状況が呈されたのは、これは小泉政権時代の終わりのころですね。あの当時は、やっぱり三位一体改革で地方交付税を厳しくしていく傾向が非常に強かったわけでもあります。同じ自公政権の中でも麻生内閣以降、従来の平衡交付金的な見方というのがだんだん考え方に出てきて、現在の民主党政権ではそういう見方を非常に強く持っているという。したがって、税の減収に対する補てんといいますか、つまり、全国的にならしていく傾向が強まった結果としてこういうふうになっているというふうに思うわけではありますが、問題はですね、毎年、年度末になって多額に修正されるわけですね。

本来、地方自治体というのは、単年度主義ということで、その年度内の歳入についてはその年度内で可能な限り使う、住民福祉のために、あるいは暮らしのためにという原則があるわけではありますが、最近国はねじれ現象の影響もあるかもしれませんが、影響で、どうしても年度末でこれだけのものが来るとすぐ事業費に充てるなんていうことはできない状況になっていると思うんですね。その点についての当局の考え方を承りたいと思うのであります。

それから、先ほど来の給食費ですね。それからもう一つは、子ども手当の関係で承りたいわけでありましてけれども、先ほど課長は、所得制限の問題と、つまり、国の施策の変更によって見積もりがかなり変わったというご答弁があったわけでありましてけれども、私、側面で見定めたいと思うのは、蟹江町はどちらかというと、他の市町村に比べて人口の流動の激しい町だと私思っているんですよね。毎年、千数百名の方が入ったり出たりしている、人口ふえない。ふえないどころか、この前載りました平成10年ですか、の国勢調査によりますと、111名の減、愛知県下全体は16万人ふえておるわけですからね。長久手町や東浦町は市制に変更するわけですね、単独でそれだけ人口がふえている。

こういう傾向があるけれども、蟹江町はそうではない、この20数年来全然ふえていない、むしろ減っている。この間の国勢調査の結果は、111名の減というふうになっているわけですが、そういう特徴のある町で、我々はその辺のところを、町の活性化を目指していく上で見定めながら、どういう手を打っていくかということを考えなきゃならんわけですよ、議会としても。そういう点で、いわゆるそういう流動的な現象でそういう結果が生まれているのか、見積もり違いなのか。これは、見積もり違いだとすれば、特に給食費の場合なんかいいですよ、これは怠慢にすぎないというふうに私は思うんですよ。その辺について承りたいと思うんです。

○税務課長 服部康彦君

すみません。法人税の関係につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

法人税につきましては、今年度途中ぐらいから大体、全体というわけではございませんけれども、大半のところはまず、法人税については均等割と税割がございまして、均等割のところは6割から7割で、相変わらずというような状況でございまして、ほかのところは徐々に上がってきておまして、今回こういった形での補正をさせていただいたと。ですから、1社2社が急に上がったとかというわけではございませんので、よろしく願いいたします。

○総務課長 江上文啓君

地方交付税の件について、私のほうからお答えさせていただきます。

ご承知のように、地方交付税は年に数回に分けて交付されるわけなんですけれども、交付額がおおむね確定してまいりますのが年末近くになっております。そういった関係もございまして、年度途中で補正をして増額するというのはなかなか難しいのかなど。結果として、年度末に精算するような形になっているものと考えております。

以上でございます。

○教育長 石垣武雄君

先ほど菊地議員からもお話があったんですけれども、児童数の減少と、それから学校の実施回数ですね。実施回数が22年度が回数が1回減ればというようなこともありますので、そのあたりについての具体的な数字について今調べておりますので、またそれはお示しをした

いなというふうに思っております。現段階では、児童数の減少と回数が減ったというようなところで把握をしております。

○7番 小原喜一郎君

法人税の問題に関連するわけでありましてけれども、つまり、一般新聞紙上でも最近ちよくちよく言われるようになった、景気の持ち直しの傾向が徐々にという表現で報道されていると思うんですけれども、そういうあらわれと見ていいかどうかということですね、当局はどう考えておられるのか承りたいということです。

それからもう一つは、人口の流動の激しい町と定義づけるというか、見方をしているかどうかという点でいうと、私は子ども手当と給食費の問題については、そういう視点で見ているのかどうかを見定めることが非常に重要じゃないかというふうに思うんですね。つまり、先ほどの暦上の問題で、多い、少ないだとか、あるいは給食費が変わったわけじゃありませんので、児童・生徒の増減の問題は見定めることができると思うんですよ。あるいは、給食回数についてだって、これは暦でできないことはないと思うんです、一定の計画もあるわけですから。

そうすると、その見積もりが狂っているということだとすると、これは怠慢ですよ。そうじゃなしに、人口の流動でそういう結果が生まれているということであれば、それはそれなりに蟹江町の特徴を見定めた、これからあなた方、この当局も今後の方向、行政の方向を見定めていく上で大事にする、非常に重要な内容になるわけでありまして、そういう視点で私は聞いておるんですよ。

それから、交付税についても、三位一体改革以降、麻生内閣からさらに民主党政権に至る今日に至る状況は、まだ、三位一体改革当時もですけれども、交付税の大半は年度途中、中間ところくらいである程度はつきりしたし、あなた方も大体の方向で見積もることができて、当初でも一定の額が積算されたと思うんですよ。最近はそのじゃなくて、年末にどーんと3億、4億近い補正があるわけですので、傾向が違うわけでしょう。これは、ねじれによることなのか、国の考え方によるのかわかりませんが、こういう点でいうと、当局としては事業費として振り充てていく上で、これはいいですよ、行政にそんなに強い責任感がなるとすれば、そんなもの来たら積み立ておきやいいわと、基金にしときやいいわだとかいう軽い考えでおられるなら別ですけれども、行政で生かしていきたいということであれば、これは大変迷惑な話ですよ。その辺のところをどう見てらっしゃるのか、聞いておきたいわけでありまして。

○税務課長 服部康彦君

すみません。法人税のことをございますけれども、私個人として感じるものでございますけれども、リーマンショック以来、景気の動向が徐々に上向いてきているというのも確かでございますし、法人税のほうにつきましても、その点について私ども数字的には徐々に上が

ってきておりますので、これから徐々に上がっていくのではないかとというふうに私は考えております。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第10号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第8 議案第11号「平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第11号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第9 議案第12号「平成22年度蟹江町老人保健特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第12号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第10 議案第13号「平成22年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

ただいま土地取得の6件という中に蟹小地域のという話がありました。漏れ聞くところでは、プール下地の買収なんです、それに関連して、あそこのヤオキスーパーさんが引っ越されましたね、本町の中へね。今、店舗がからっぽになっておりますが、その前の水路敷の上の部分、あれはいろいろ歴史的経過があって、ヤオキスーパーさんが使っておったわけですが、今はあきになって、今後どう使うかはわからないことになっております。ですから、あの用地は前にダイワデンキさんがあった前ももとへ戻して駐輪場に使っておるわけですが、ヤオキスーパーが撤退した以上、後の利用をですね、近鉄との間の道路と道路の間のところですが、ぜひ町側に権利を回復するようにしておいてほしいと思いますが、その他への利用、防災関係で使うとか、防犯に使うとかという希望もありますので、もちろんそれは勝手に思っていることですが、町側でも使えるようにですね。この際、多少念押しをしておきたいんですが、いかがでしょうか。

○産業建設部長 水野久夫君

ヤオキさんの撤退された跡は、本来は水路用地があその下でございますので、私どもの管理する水路の上を今まで占用の形で使っていただいていたと思います。今現在は、もう既にそういった利用もございませんので、今後、今、議員が言われますように、正しい使い方も含めて、先方と協議をしていきたいと考えております。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、確認でございますけれども、この6筆購入したことによって蟹江小校地の中にもう民地は一切なしということでもいいかどうか、これ確認ですが、ご答弁をお願いいたします。

それから、今の山田議員の質問に関連するわけでありましてけれども、かつてこれは蟹江町としてなかなか口が言えなかった理由として、土地改良とのかかわりがあったわけでありま

すが、これ町として全面的に責任持ってあそこの利用の方向を打ち出せることになるのかどうなのかも確認しておきたいわけであります。

○教育部長・教育課長 加賀松利君

蟹江小学校の校舎の敷地内にあと2筆、2名分の土地が残っております。

○産業建設部長 水野久夫君

先ほどもお答えしましたように、水路にかかわるところでございまして、私どもで備えております公共物の管理条例等もございまして、この条例が昭和51年に施行されておりました、現地の利用はそれ以前からされておったということもございまして、今回、新たに利用の形態が変わるだろうということを含めまして、協議をさせていただきたいと思っております。

(発言する声あり)

土地改良を含め、今ご利用になっておられた方とも含めてです。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第13号は、精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第11 議案第14号「平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第14号は、精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第12 議案第15号「平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 佐野宗夫君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第15号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第13 議案第16号「平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 佐野宗夫君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第16号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第14 議案第17号「平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第17号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

11時30分を過ぎておりますので、次は施政方針ですが、30分以上かかるようでございますので、午前の会議はこれで終了します。

午後1時より……

(「議長」の声あり)

○議長 伊藤正昇君

はい。

○3番 山田邦夫君

きょうは傍聴者もいらっしゃいまして、施政方針演説を聞きたいためにいらっしゃるよう感じております。時間がこれだけありますので、やれるところまで施政方針演説をされるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 伊藤正昇君

施政方針演説は途中で切るわけにはいきませんので……

○3番 山田邦夫君

そんなことない、国会だって途中で切りますわ。

○議長 伊藤正昇君

暫時休憩で、1時から再開をいたします。

(午前11時39分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 伊藤正昇君

日程第15 「施政方針」を行います。

横江町長から施政方針の申し出がありましたので、これを許可をいたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

本日ここに、平成23年第1回蟹江町議会定例会の開催に当たり、提出をさせていただきました23年度の議案の説明に先立ちまして、平成23年度の町政運営に対する私の基本的な考え

方と主要施策について申し述べさせていただきます。

私が2期目の町政を担当させていただき、任期の半分以上が過ぎようとしております。この1年を振り返りますと、世界金融危機から3年がたち、世界経済も日本経済も景気回復の動きがやや見られる中で、企業活動は危機以前に近い水準にまで戻ってまいりましたが、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いております。そして、欧米の経済が不安定な状況にある中で、アジアや中東などの新興国が台頭、変貌し、世界経済の成長をリードいたしております。

このような背景において、国内における株価の低迷や円高による輸出の鈍化もあり、日本が世界第2位という経済大国の座を中国に譲り渡したことは、極めて衝撃的でありました。

また、北朝鮮と韓国の軍事衝突による緊張感の高まりや尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件など、平和と安定に対する脅威は後を絶ちません。

国内におきましては、鳥インフルエンザや口蹄疫が猛威を振るい、畜産業界に大きなダメージを与え、県内におきましても鳥インフルエンザが発生したことを受けて、より緊張感が高まりました。

7月には、梅雨前線豪雨が各地に多大な被害をもたらし、また、今年の世相をあらわす漢字として「暑」が選ばれましたように、記録的な猛暑の中でもありました。さらに、最近では新燃岳が噴火するなど、自然災害が深刻化する一方でもございます。

このような社会状況にありましても、将来に向かって日本を明るくする話題もたくさんございました。小惑星探査機「はやぶさ」が7年間の長旅を終えて帰還をし、また、2人の日本人がノーベル化学賞を受賞したことは、大きな夢と希望を与えてくれました。さらに、APECやCOP10等の国際会議の開催により、日本が国際社会の中で一定の評価を得たことや、タイガーマスク運動が全国的に波及したことも、大変喜ばしいことであります。

そして、政治情勢におきましては、民主党政権が誕生して1年がたち、鳩山政権の総辞職を受けて菅政権が発足し、7月の参議院選挙の結果が、与党が過半数を割り、参院ねじれ国会となっております。また、愛知県におきましても、さきの知事選挙の結果、12年ぶりに新知事が誕生し、今後の県政の流れが大きく変わるものととらえております。また、本町と隣接をする名古屋市での市長選挙と住民投票の結果も相まって、今後の政治情勢の動向が全く予測できない状況になってまいりました。

このように、社会情勢が目まぐるしく変化する状況下におきまして、町政のかじ取り役とし、より一層身が引き締まる思いであります。しかしながら、町制を施行して120年を迎えた本町の長い歴史と地域や住民の皆様に蓄積された英知を糧に、揺らぐことなく町政を運営していく所存でございます。

平成23年度は、いよいよ蟹江町第4次総合計画がスタートをいたします。この計画は、行政内部におきまして多くの職員と知恵を出し合うとともに、計画段階における住民参画という新たな手法を取り入れ、議員の皆様にもご参画いただき、さまざまな角度から論議を重ね

てまいりました。計画の根底には、策定にかかわられた皆様方の強い思いと意志が込められております。この先10年間の行政運営において、最も大切な指針となるこの計画を土台として、そのスタートの年に当たります平成23年度の施策を進めてまいります。

議員の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、平成23年度の予算案を初め関係諸議案のご審議をお願い申し上げるところでございます。

まず初めに、平成23年度の当初予算の説明をさせていただきます。

一般会計につきましては、前年度比7.9%増の96億5,503万5,000円、特別会計につきましては計7会計で前年度比0.1%増の67億1,579万5,000円、企業会計の水道会計では前年度比7.2%減の9億4,018万9,000円、総額として173億1,101万9,000円の予算を編成させていただきました。

それでは、平成23年度の主な施策について、新たな総合計画の基本計画に挙げる5つの枠組みに従ってご説明を申し上げます。

まず、第1章「心身ともに健やかに支え合って暮らせるまちづくり」、次に掲げる諸事業を進めてまいります。

1、疾病予防事業につきましては、各種感染症の予防に努めるため、予防接種事業を推進するとともに、その意義や正しい理解を求めるための啓発事業に取り組んでまいります。

また、精神障害者とその家族に対し、通所の相談事業等を通じて地域での生活を支援する事業を委託により実施をしてまいります。

さらには、保健、福祉、教育の各分野が連携を密にし、健康教育など健康活動の効率的な運営を図り、生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

2、児童福祉、子育て支援事業につきましては、保育所の環境整備として、老朽化した蟹江南保育所の建てかえ工事を3年計画で進めておりますが、最終年に当たります平成23年度は仮設の建物に移転をして、現保育所を解体し、新たな建物の建設を進め、平成24年度からの開所に向けて整備をしてまいります。また、同保育所の改築によって定員が増加することに伴い、福祉給食センターの機能を蟹江保育所内において改築する給食センターに移転し、取り扱い食数の増加に備えてまいります。

さらに、仮設保育所として利用する建物を児童館として改め、総合福祉センター内に設置をしているファミリー・サポート・センターを移転するとともに、新たに子育て支援センターを開設してまいります。

3、高齢者福祉事業につきましては、国において後期高齢者医療制度の廃止後の新制度案が議論されておりますが、昨年12月に改革案の最終取りまとめが公表されました。その実現に向けて、さらなる準備が進められていると思っておりますが、今後も現行制度の運営に当たっては、広域連合との連携を深めてまいります。

さらに、町内において2カ所目となる地域包括支援センターや小規模特別養護老人ホーム

の開設を図るとともに、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする第6次高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。

また、成年後見制度利用支援事業につきましては、必要となる費用を負担することが困難である方、この方に対して町が助成することにより、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の自立支援等に係る福祉の増進を図ってまいります。

4番、国民健康保険事業につきましては、急速な高齢化や医療技術の進歩などによって医療費は年々増加しており、反面、被保険者の税負担能力は低下傾向にあります。そこで、昨年は国民健康保険税の軽減割合を見直し、より一層の負担軽減を拡大したところではありますが、引き続き納税者の利便を図るなど、今後も収納率の向上に努めてまいります。

また、住民の健康管理の一助として実施をいたします人間ドックの受診者には、個人負担金の助成を継続し、特定健診や特定保健指導事業などにおいては事務手続の簡素化に努め、被保険者が受診しやすいよう改善するとともに、平日に特定健診が受診できない方を対象とした年4回の日曜日を利用する集団検診事業を引き続き実施をし、受診機会の増大に努めてまいります。

このように、国民健康保険税における公平性の確保と医療費の適正化に努め、今後には改革予定の後期高齢者医療制度にも意を払いながら、健全な事業運営に取り組んでまいります。

次に、第2章「次代につなぐ教育と生涯学習のまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、義務教育事業につきましては、近年の猛暑対策として、小学校においては未設置となっている普通教室を対象として扇風機を設置をし、また、中学校においては普通教室を対象として空調設備を設置し、教育環境の充実を図ってまいります。

2、歴史民俗資料館事業につきましては、老朽化した1階の特別展示室を改修して、施設の充実を図ってまいります。

また、蟹江川の右岸堤防沿いに設置をされています吉川英治句碑を佐屋川沿いに移設をし、あわせて周辺環境の整備を行い、歴史文化の香りを高めてまいります。

3、図書館事業につきましては、視聴覚資料の有効活用を図るため、上映許諾サービスを利用して映画鑑賞会を開催してまいります。また、子供から高齢者までが楽しむことができる行事等の開催に努めてまいります。

4番、生涯スポーツにつきましては、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる、蟹江町版の総合型地域スポーツクラブとして「生き生きかにエスポーツクラブ」が昨年度に創設をされました。町民のスポーツ活動の促進を図る一環として、同クラブへの交付金を引き続き交付してまいりたいと思います。

次に、第3章「豊かな環境と安全がもたらす持続可能なまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、ごみの適正な処理・リサイクルの推進事業につきましては、学戸地区と本町地区に「エコステーション」を設置をして、ごみの分別収集とリサイクルの推進に取り組んでおりますが、引き続きこれらのエコステーション等の活用を促進し、資源の有効利用とごみの減量に努めてまいります。

また、粗大ごみの各戸収集は、家庭ごみ収集カレンダーやチラシによる啓発によって定着をしてまいりましたが、ことしの7月を期限とする地上デジタルテレビ放送への完全移行に伴うテレビ等の不法投棄には、環境美化指導員や地域の皆様と一緒に監視体制を強化するとともに、家電リサイクル法に基づく排出方法の周知徹底を図ってまいります。

2、地球温暖化対策事業につきましては、平成21年度から開始をした住宅用太陽光発電施設導入補助制度について、1キロワット当たりの補助金額を改正し、より多くの需要にこたえていくとともに、レジ袋削減の取り組みを継続をし、CO₂の削減に努めてまいります。

3、自然との共生に関する事業につきましては、愛知県と共同で進めてきました蟹江川水辺スポット整備事業が平成22年度に完了いたしました。今後は、さまざまな触れ合いの場として、また、町の観光名所の一つとして、より多くの方々に親しまれ、ご利用いただけるようアピールしてまいります。

4、上水道事業につきましては、安全・安心でおいしい水を各ご家庭に安定的に供給するため、配水管の整備や配水施設の維持管理として、配水池の防水塗装を施工するとともに、蟹江川以東の配水区域内において順次漏水調査を行い、有収率の向上を図ってまいります。

5、下水道事業につきましては、一部の地区において公共下水道が供用開始をされておりますが、平成23年度において拡大される供用地域とあわせて、引き続き公共ますへの接続を促進してまいります。

さらに、本町新屋敷処理分区及び本町海門処理分区における下水道管布設工事を継続し、学戸処理分区における基本設計と第二学戸処理分区における詳細設計を進めてまいります。

また、公共下水道対象地区外等における合併処理浄化槽設置事業についても、補助制度を継続してまいります。

6、地域環境の保全事業につきましては、下水道の供用開始によって側溝への堆積物の減少が予想されるものの、依然として多くの開水路、暗渠内にはヘドロの堆積が多いため、継続的なしゅんせつ工事を実施してまいります。

また、冠水が予想される地域では、改修計画を策定し、早期に対応できるよう計画的に進めてまいります。

さらに、冠水による被害を最小限に抑えるため、排水機の整備はもちろんのこと、幹線水路の整備についても計画的に推進し、維持管理に努めてまいります。

7、消防事業につきましては、平成12年度に整備した新蟹江西分団の小型動力ポンプ付積載車を、出動時の安全を図るためダブルキャビン型の車両に更新し、消防団の機動力の強化

を図るとともに、消防活動の充実及び団員の安全を確保してまいりました。この整備によって、すべての分団車両がダブルキャビン型となります。

また、平成23年度から平成26年までの4カ年において、消防指令台及びデジタル無線設備を海部地区の5消防本部が共同整備することで、施設整備費や維持管理費に要する経費を軽減するとともに、緊急時の出動時間の短縮や大規模災害時の通信処理能力の向上等により、災害等における被害の軽減と消防力の充実強化を図ってまいります。

8、防災事業につきましては、蟹江町耐震改修促進計画に基づき、計画的に庁舎、学校等の公共建築物の耐震改修を行い、公共施設の耐震化はほぼ終了段階となってまいりました。一方、民間木造住宅の耐震化の促進については、微増ではありますが、年々着実に進む状況にあります。今後も、民間木造住宅の無料耐震診断や耐震改修に係る補助制度に対する支援を継続するとともに、これまで以上に耐震診断員や自主防災グループ、ボランティア団体との連携を密にし、直接的な耐震診断の普及や啓発に努めてまいります。

また、耐震化に係る費用負担の軽減に向けた段階的な補助制度の導入について、県と協議調整をし、その可能性を探ってまいります。

さらに、防災資機材や災害用ろ過機を計画的に整備し、災害対策の充実強化を図ってまいります。

9、交通安全事業につきましては、道路交通法の改正により、安全基準を満たした自転車に限り幼児2人を同乗させての走行が可能となったのを受けて、3人乗り電動アシスト付自転車の貸し出し事業を開始をいたします。これにより、自転車の安全運転に対する意識の向上と交通事故の防止を図るとともに、子育て支援及び環境に配慮した取り組みについてもあわせて推進してまいります。

次に、第4章「誰もが元気に楽しく住みつづけたいまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、幹線道路整備事業につきましては、蟹江今駅北特定土地区画整理事業の施行にあわせて、平成22年度に施工した藤丸中央道路築造工事に引き続き、平成23年度において歩道部の舗装工事を実施してまいります。

また、整備が完了している道路についても、機能の充実を図るため、植樹帯や花壇等の維持管理を行ってまいります。

2、公共事業に係る事業につきましては、JR蟹江駅北側の駅前広場の整備が完了し、区画整理事業による市街地整備事業が進む中で、駅の北側から駅構内への出入りの要求が今後ますます高まるものと予想されております。しかしながら、JRとのたび重なる協議の結果、北口への改札設置は断念せざるを得ない状況となりましたが、駅利用者の利便性と土地区画整理事業による整備効果の向上を図るため、別の手だてを検討し、改めてJRとの協議を進めてまいります。

また、近鉄富吉駅のバリアフリー化対策事業により設置をいたしましたエレベーターの利用者の安全を確保するため、適切な維持管理を行ってまいります。

さらに、駐輪場整備事業といたしまして、近鉄蟹江駅付近に位置をいたします2つの駐輪場における利用者の利便性を高めるため、平成22年度に民間への管理委託について調査をいたしました。引き続き、その整備に係る方策について検討してまいりたいと思っております。

3、市街地整備事業につきましては、蟹江今駅北特定土地区画整理がJR蟹江駅北側において進められておりますが、平成22年度に町道東郊線以西の公共施設等インフラ整備もおおむね完了し、いよいよこの地域における新たなまちづくりが本格的に始まろうとしております。

平成23年度は、町道東郊線以东の道路築造工事を初め市街地形成に必要な公共施設の整備が進められる予定でございます。

また、平成22年度に策定をいたしました都市計画マスタープランにおいて、市街地の拡大に向けた取り組みを検討する地域として位置づけた駅周辺地域について、具体的な都市的土地利用の検討に入り、市街地整備計画を進めてまいります。

4、住居表示の変更の推進につきましては、従来から町名の簡素化による日常生活の利便性向上について、町界町名変更として推進しているところでございますが、平成23年度は富吉町内会、富吉グリーンハイツ町内会及び西大海用町内会の一部からなる地区の変更を緊急雇用対策創出事業として行ってまいります。

5、公園事業につきましては、これまで所管が異なっておりました都市計画公園と児童公園について、平成23年度からは管理の一元化を図り、町内すべての公園に関する事務事業と維持管理等はまちづくり推進課において所管してまいります。

また、緑化推進事業につきましては、公園、緑地等の芝生化推進に向けた具体的な取り組みとして、平成23年度は芝生化対策の先進事例であります磐田方式や鳥取方式を参考としながら、試験的に芝を植え込み、成育・繁殖状況等を調査検証し、本格的な芝生化推進を図っていきます。同時に、芝生の維持管理についてのアダプトプログラムの導入も検討してまいります。

6、農業振興事業につきましては、平成22年度はまちなか交流センターの活用等により生産者と消費者との信頼関係が築かれ、各種イベントでのにぎわいを見ることができましたが、一方で、生産者の高齢化が懸念され、世代交代の方策が急務の課題となっております。農産物のブランド化も視野に入れながら、生産者とともに打開策を検討してまいります。

また、湛水防除対策といたしまして、鍋蓋新田二期排水機場が平成22年度に完成予定であります。引き続き本町舟入排水機場と蟹宝排水機場についても、早期完成に向けて整備をしてまいります。

7、商業、サービス業の振興事業につきましては、愛知県の新規事業となる商店街地域コ

コミュニティ活性化事業を活用して、町商工会との共同のもと、引き続き商店街の活性化を図ってまいります。

また、町商工会及び町観光協会との共同のもと、地元の食材を生かした商品開発の宣伝事業を行う町内の企業、商店等を対象に助成を行い、地産地消について推進をしてまいります。

8、観光振興事業としましては、町外から多数の方が訪れる各種鉄道ハイキング等の機会をとらえて、ガイドボランティアを初めとした各種団体、商店との共同のもと、町全体におけるおもてなしの心を高めてまいります。

9、消費者保護事業といたしまして、消費者の安全で安心な生活を保護するため、愛知県の消費者行政活性化基金を活用して消費生活相談を定期的実施するなど、相談業務の強化を図るとともに、近隣市とも連携をとりながら、悪徳商法の被害防止など啓発事業を図ってまいります。

次に、第5章「町民・行政の協働と効率的な行政運営によるまちづくり」では、次に掲げる事業を推進してまいります。

1、協働の推進事業につきましては、過去2年間において実施をいたしました協働モデル事業の成果を生かし、今後もさまざまな主体とともにまちづくりに取り組んでまいります。

2、行政改革につきましては、平成22年度に策定をいたしました第5次蟹江町行政改革大綱に基づき、町の確かな未来に向けて町行政の自己変革を促し、効率的かつ効果的な行政経営を推進してまいります。

3、組織運営につきましては、平成23年度からは、行政を取り巻くさまざまな環境の変化や新たな政策課題に適切に対応するため、新たな機構のもと、安全・安心なまちづくり施策を重点に推進し、住民生活を重視した住民本位の組織づくりに努めてまいります。

4、行政の情報化事業といたしましては、従来のホームページを更新をし、情報提供の迅速化を図り、より見やすく、より検索しやすいレイアウトにするなど、内容についても一新をしてまいります。

5、町税等の滞納対策の推進につきましては、国の税源移譲や景気低迷の影響により、町税等の収入未済額は年々増加の傾向にあることから、収納対策として平成21年度に設置をいたしました滞納対策本部の5本柱をもとに、新たな滞納者の発生を防止するため、引き続き早期の電話催告や訪問徴収などを基本方針として、収納率の向上に努めてまいります。

また、平成23年度には、西尾張県税事務所内に設置をされる予定の（仮称）愛知県西尾張地方税滞納整理機構へ職員を派遣し、町税等の滞納整理を推進するとともに、職員の徴収技術の向上を図り、悪質な滞納者に対抗するため、より一層の収納体制の強化を図ってまいります。

さらに、平成22年度から実施をいたしました軽自動車税のコンビニ収納に加え、平成23年度からは普通徴収分の町県民税、固定資産税、国民健康保険税についても、24時間支払い可

能なコンビニ収納を導入し、納税者の支払い忘れの防止や利便を図ってまいります。

6、そのほかに、国際理解・交流事業といたしまして、平成22年3月に姉妹都市協定を締結をいたしましたアメリカ合衆国マリオン市との相互交流を推進してまいります。

また、かわの駅構想につきましては、総合福祉センター及び同分館の改修のあり方も含めて検討し、人口減少社会、高齢化社会において、町民の皆様に喜ばれる施策づくりに資するよう引き続き協議・検討してまいります。

以上、平成23年度の主要施策についてご説明を申し上げます。

地方自治体を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあると言えます。少子高齢化の急速な進行により、税を担う時代、担税世代の減少に伴う税収入が懸念される一方で、高齢者への福祉サービスの増加が一層見込まれます。また、長引いた景気低迷による財政逼迫や複雑化・多様化する住民の価値観への対応など、サービスの向上を目指した行政の簡素化、そして効率化、行政の健全化など、引き続き取り組んでいく課題は山積みであります。さらに、地方分権の進展によって、地方自治体の自己決定、自己責任がこれまで以上に強く求められる時代になります。

このような状況下におきまして、従来型の行政運営はもはや限界であります。過去の経緯にとらわれない、社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる基礎自治体へと生まれ変わっていく必要があるというふうに考えております。

そこで、来年度からは、すべての事務事業の見直しに取りかかり、職場全体において改革と改善に努める組織風土の定着化を図ってまいります。

また、今後の公共サービスの実施やまちづくりには協働の概念が必要となり、ここに住む一人一人が地域に目を向け、地域にかかわることで住民と行政との距離が縮まるとともに、町に対する愛着と誇りが高まるものと考えております。そのためには、職員も例外ではございません。平成23年度からは「地域に飛び出す公務員」、このことを奨励し、職員の職務外におけるプラスワンの活動を推進してまいります。職場や家庭における役割を果たすことは、だれにおいても当たり前のことであります。そこにプラスワンとして、町内会、PTA、消防団、NPO、ボランティア、その他各種の団体活動等、町内外に固執しないさまざまな社会貢献活動や地域づくり活動に参画することで、新たな目線を体験するとともにみずからのセンスを磨き、行動力を高めるものと確信をいたしております。ひいては、今後の行政実務を遂行する上で、大きな力となって還元されるものと期待するところであります。

そこで、個々の活動を奨励する支援策を組織的に講じていただきたいと思います。そして、前例にとらわれず、失敗を恐れず、何事にも積極的に果敢にチャレンジし、みずから考え、みずから行動する職員の育成に努めてまいります。

この4月には、統一地方選挙が予定をされております。本町におきましても、議員の皆様のご改選があるわけですが、全国的にも大きな変革をもたらすことと推察をいたしま

す。国や県の動向がどうあろうとも、町としてやらなければいけない施策や、やり抜くことをしっかりと見きわめていく必要があると考えます。そのためには、課題の先送りをせず、将来を見据えて今から備え、次世代によりよい環境を引き継げるよう取り組んでまいります。

そして、「住みたい・住み続けたい・住んでよかった」と思っただけのような町を目指し、平成23年度の施策・政策を進めてまいります。キャッチフレーズは、「キラッとかにえ明るい未来が見えるまち」です。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を心より賜りますようお願いを申し上げ、平成23年度の施政方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 伊藤正昇君

これで施政方針を終わります。

○議長 伊藤正昇君

日程第16 議案第18号「蟹江町の職員の給与に関する条例及び蟹江町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎であります。

提案された条例改正の内容につきまして、職員組合との協議の内容ですね、結果としてどうなったかということも含めて、ご説明をいただきたいと思います。

○総務部長 加藤恒弘君

こちらにつきましては、職員団体とは協議はしておりません。内容的に増額をする条例でございますので、60時間を超えた場合にその勤務時間に対しまして、時間外勤務現行100分の125というところを100分の50としてふやして支払うという内容でございますので、基本的に組合と申しますか、職員に対して不利になるような取り扱いではございません。こういったことで、組合との協議は現在させてはいただいております。

以上であります。

○7番 小原喜一郎君

要望でありますけれども、そうであっても、一応こういうふうにするということは、公式のことでございますので、組合に通告はしておくように、要望として申し上げておきたいと

思います。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、時間外の労働につきましては、以前から監査の方々からも審査され、非常に厳しく言われますが、ここに月に60時間とかという文言が出ておりますけれども、今、週休2日制で6日休みがあるとしますと、毎日3時間ですね、6時間という、単純に残業をやらなければならない。特別なところはあるかとは思いますが、労働安全衛生という、いわゆる個人の健康問題ですね。そういう面からいって、例えば勤務形態をフレックス制あるいはシフト制等も踏まえたご検討はされておられますでしょうかということですが、その辺を少し確認をしていきたいと思いますが。

○総務部長 加藤恒弘君

ありがとうございます。いつもご迷惑をおかけいたしまして、ご心配をおかけしておりますこの時間外の件でございますが、おっしゃいますように、フレックス制、それから時間の交代勤務制ですね、こういったものを念頭に入れて、これは実は60時間を超えないように、我々のほうもきちっとしていきたいということで、現在、私ども管理者の権限でもそういったことはできますので、そちらのほうは今後きちっと考えさせていただくという方向を見詰めておりますので、お願いいたします。

○12番 山田乙三君

ありがとうございます。

当町には安全衛生委員会というのがございまして、これは当然、使用者側、働く側同等にという規定があります、安全衛生委員会と。そういう中でも、個人の健康というものは大きくウェートを占めるわけでありまして、そういう中で、社会通念的に今60時間というのは非常に、大昔は別ですけれども、今は40時間がそれでも多いというのが定説といえますか、そういう状況下でありますけれども、安全衛生委員会の中でも、ただ形骸的にあるということを使うと大変失礼ですけれども、そういうところから、例えば産業医からもご指摘がありはしないか、あるいは職員組合からもどうなのか、その辺のさわりがといますか、ご意見がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○総務部長 加藤恒弘君

大変申しわけございません。ただいま、まだ安全衛生委員会のほうに、こういった60時間のことについてはご報告がしてございませんし、今おっしゃられましたように、やはり60時間を超えるなというのは大変厳しい状況だと思います。今後につきましては、状況が出ましたときには、産業医のほうからもきちっとそういったお話を聞くというような体制も必要だということに認識しておりますし、法的にもそういったことを言っておりますので、今後は

そういったところにもかけて体制を整えていきたいと、このように思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○12番 山田乙三君

ありがとうございます。

超過勤務が健康を害したとは私は言い切りませんが、ちよくちよく職員の方がお休みになっておられる風潮があるわけですね。例えば、私がいつも言っています、心の風邪も含めて、非常にあるわけですし、せっかく安全衛生委員会がある中で、特に総務部長なんか発案されて、ぜひともそういう改善をしていただきたい。60時間という、今、世間は残業ゼロなんです。60時間、40時間があってもちょっとね。20日間毎日3時間ずつ残業やったら、個人の体はどうなるか。これは、私がどうのこうのと言うまでもなく、少し時代おくれじゃございませんか、こういうことを申し上げ、ご検討をぜひともしていただきたいと思います。要望申し上げます。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

日ごろ残業については、随分町からも気を配っておられるように思います。労働基準法でも、予算編成、決算、それからここという確定申告、こういうような時期にはそういう残業が発生するという事は、世間的に認めておるわけですね。そういう意味で、日常的な話じゃないと思うんですが、どんなときにこういうのが、日常的にこんなことがあるのか。いやいや、非常に年間通じて例外的なことについてのことか、その点の解説をしていかないと、皆さん大変に心配されるわけですが、いかがでしょうか。

○総務課長 江上文啓君

お答えさせていただきます。

今、私どもの手元でございますのは、平成21年度の時間外の一覧表でございます。この中で、60時間を超えている者というのをピックアップした一覧表であります。その中では、時期的なものを申し上げますと、例えば税務課の課税の時期とか、もしくは総務課の選挙の時期とか、この21年度のときは定額給付金というのがたしかあったと思います。その関係で、企画情報課の職員が一部60時間を超えた時期がございます。それからあとは、私ども総務課で申し上げますと、決算統計というのが7月ぐらいにあるんですけども、この時期が60時間を超えた残業をしております。それともう一つは、年度末でございますこの1月、2月の新年度予算作成時における60時間超えの残業が発生しておりますが、その他の経常的なときには60時間を超えるような残業はしていません。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

私どもの委員会に付託でございますので、私は資料をその委員会に間に合わせていただき

たいと思いますので、資料請求をいたします。

まず、残業の実態、先回も私質問したわけですが、資料として、月60時間最高であっても、1年間12カ月掛ける60ではないと思うんです、その人に。だから、それぞれの人によって、職場によって、時期によって残業というのは大きく発生をしたり、発生しなかったりしておると思う。また、個人的な人によって、常時あろうがなかろうが、最低私は生活を守るために40時間ずつは確保したいという考えでやる場合もあるわけ。働く者の立場っていろいろありますので、職場をうまく運営管理するというのは大事でございますので、ぜひ、今言った資料をですね、大体1年間で職員の皆さん方の残業の平均は何ぼなんでしょう。そして、今、課長がおっしゃったように、各職場によって、時期によって60時間までやらなければならない課があるかもしれん。しかし、同じ課であってもやらない人もおありではないかと思うんですが、大体わかりやすく、一遍資料をつくってみえたり、今お持ちであれば、21年度お持ちのようであります。我々が聞くについて、「あ、そうか」とわかるような資料をつくって、委員会までに間に合うようにしておいていただきたいと思いますが、その資料作成ができることか、できるか、できないかお尋ねをします。

○総務課長 江上文啓君

お答えさせていただきます。

今おっしゃられた資料というのは、21年度の実績に基づいた一覧表でよろしいでしょうか。

○10番 菊地 久君

結構です。本当は一番新しいやつがいいんですが、できなければ結構です。

○総務課長 江上文啓君

はい、わかりました。それじゃあ、どこまで議員がおっしゃってみえる内容にこたえられるかどうかわかりませんが、私なりに精いっぱい努力して、委員会に間に合うようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第17 議案第19号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

これは労働組合の、あるいは職員労働組合の姿勢そのものにも関係はあるかというふうに思うんですけども、これは総じて非常勤職員の件の内容のものだというふうに思うんですけども、組合によっては、私が組合運動やっている当時はそうでしたけれども、非組合員、私たちの組合、第二組合があっても私の組合からすれば非組合員というふうに考えるわけですけども、最終的には私たちの組合だけで、あとは圧倒的に非組合員、つまりどこの組合にも加盟していない労働者もたくさんおったわけでありまして、そういう皆さんの権利も含めて、団体交渉に臨んだものであります。

蟹江町の職員労働組合がどういう立場をとっているかは別にして、いずれにしろ、全職員にかかわる問題でございますので、これらも含めて、やっぱり職員組合とこういったような話し合いをする必要があるというふうに思うんですね。次の条例改正案もそうじゃないかというふうに思うんですけども、そういうことは非常に大事だと思うんです。

先ほどの問題とも関連するわけですが、労働条件の変更というのは、すべて労働組合がですね、三六協定も含めて代表する。例えば、労働組合少数でやっても、一般的には代表しています。そういうことがありますので、ぜひ労働組合との協議は、多分やっていないでしょうね。蟹江町の職員組合は、非常勤職員はほとんど組合に入っていないので、当局はやっていないんじゃないかと思うんですけども、ぜひやっていただくように要望しておきたいというふうに思います。

○12番 山田乙三君

12番 山田乙三です。

確認をしていきたいわけですが、今、16ページの「蟹江町職員の」と、こういうことでの育休でありますけれども、おおむね理解したわけですが、例えば簡単でいいが、ご主人も奥様も蟹江町職員であれば、こういうことでめり張りついて了解できるわけですが、ご主人が役場の職員で奥様が一般の企業と、こういう場合での確認ですけども、国は当然、育休を与えなさいよと、こういう推奨しておりますし、だめだとは言いませんけれども、世はまさにお父さんが育休をとられるというのは、テレビ等で見られてご存じかと思いますが、非常にはやりといたしますかね。奥様が勤められて、お父さんが1年間なり育休をされると、これも自然の形となっておりますけれども、そういう場合でも該当といいま

すか、こういうものが適用されるという考えでよろしいでしょうか、その辺の確認ですけれども。

○総務部長 加藤恒弘君

今おっしゃいましたような状況においても、男性においても育児休業はとれるというふうに解釈しております。

以上であります。

○10番 菊地 久君

委員会に付託になりますので、ここでも必要なことは資料請求をしておきたいと思います。

まず第1に、育児休業法ができて、それに基づきながらいろいろと改正がされていって、育児のしやすいようなことをということで今、一生懸命、いい、悪い別にして、政権が悪いとか、いい、悪いは別にしましてですね。そういう方向で一生懸命努力をされて、産めよふやせではありませんけれども、お子さんを産んで育てやすい環境、そのことを一生懸命政治が今行っておるわけですね。それらに基づきまして、本町は今度は公務員でございますので、公務員の人たちが実態がわかりやすいんですね。条例を提案する側が非常に掌握しておみえではないかと思っておりますので、本庁に勤めておられる方でこの育児休業法に基づいて申請をされて、どうであったのかなと、いろんな事例があると思っておりますね。同じ役場の職員同士でおれば、それはわかりやすいわけ。ところが、一方は民間であったと。一方では、お母さんがおっただとか、いろんな諸条件によってノーだとか、いろんなことがあったんですが、これは大きく緩和された中身でありますので、従来、これは問題があった、こうしてほしかったなとかというような事例などが多分つかんでおみえになると思うんですね。

だから、今回によって、このときこの法律があったら、条例があったらよかったわなというような事例というのも必ずあると思っておりますので、役所というのは非常に文章にしろ、資料をつくられることが非常にうまいもんですからね。民間はなかなかずるいって失礼でございますが、なかなかうまく民間は進んでいないんですよ、いろんなことがありましてね。そういう意味で、役所はやっぱりきちんとした法の中で、それぞれの立場でそれぞれ実行されておると思っておりますので、事例についてね。今まで、法ができてから該当者がどうであったのかなということを一遍調べられておると思っておりますが、おわかりでしたら、こんなことがあった、事例としてはこういうことがありましたよと、該当者の問題ですよ。全然あったって、該当者ないかもしれんわね。あったとすれば、どのような、何件ぐらいありましたよということが掌握されておるようでしたら、ぜひ今回の委員会のときに出していただければ幸いです。なければなくても結構です。あったら、何件あってこうだということを、わかるやすい説明を求めますので、お願いを申し上げます。

○総務部長 加藤恒弘君

育児休業につきましては、提出されるものは、私どものほうの申請については許可しなけ

ればいけないという状況でございますので、おっしゃられますように、何が内容で許可をしなかったというものについては、まずございません。それで、このご趣旨に合うものとしては、もう少しわかりやすく、前でしたらどういう事例がだめだったけれども、今後はこういう事例も取得できるよというような、そういった内容のわかりやすい比較事例を書かせていただくように努力いたしますので、申しわけございません、よろしく願いをいたします。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第18 議案第20号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由が終わったので、質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎ですけれども、本件につきましても、職員労働組合との協議をお願いをしておきます。

大体が、ここへ提出する前に話し合われていないということがけしからんわけでありまして、そういう意味でいえば、国は職員組合軽視と言わざるを得ないと思うんですね。これからは、やっぱり何といても労働条件の変更は労働組合を尊重してもらわなきゃなりませんので、そういう方向でお願いを、要望として出しておきたいと思えます。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第19 議案第21号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

○議長 伊藤正昇君

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第20 議案第22号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

○12番 山田乙三君

12番 山田乙三です。

これもまた確認をしていきたいわけですが、廃棄物の処理、これ提案理由の中に文言がうたっております。廃棄物といいますが、産業廃棄物もあれば、一般の廃棄物もあるわけですが、以前から私は、廃棄物に関しては、出すほうも、それを受け取って処理するほうも資格が必要です。職員の方、特に環境課でだれかそういう資格を取りなさいよ。もう口酸っぱくまでは言いませんでしたけれども、どうなんですか、こういうことを申し上げ

げました。過去に以前、三重県のほうで生ごみやプラスチックごみがあって、非常に痛い目に遭った経緯があるわけですね。ということは、そういう資格を持っておられない、非常に今乱雑といいますか、そういう経緯があったわけですが、そういう痛みを踏まえて、それ以降、どういう方、環境課で何名おられるかどうかということの確認をしていきたいんですけれども、お答え願いたいと思います。

○環境課長 村上勝芳君

今回の改正につきましては、民地に廃棄物をされた場合の通報の義務を設置をすることでありまして、特に先生がおっしゃったような意味の改正ではございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○12番 山田乙三君

そういうお答えを私は聞こうとしているわけじゃないですね。こういうことだからこうだあって、それはそれでいいですよ。ですけれども、こういう機会ですね、過去に痛い目に遭った。それで、業者もこういうものを扱う資格を持っておらなければ取り扱えられない。それから、出すほうもそういう縛りがあるわけです。ですから、必ずということはありませんけれども、これから、いわゆる7月下旬を目指して地デジ対策でテレビ等の不法投棄もということで前ありましたけれどもね。ですから、こういう機会をとらえて、職員に講習に行ってください、そんな難しい試験じゃございません。そういうことで、しっかりとした張りつきのついた職務を全うしていただきたいということですから、このとりようというのはもう少し拡大をして、廃棄物ということですから、職員1人や2人、課長1人じゃないでしょう、何人かおられるでしょう、優秀な人が。だから、そういう取りに行ってくださいご計画はおありや否や、既におられるのか、おられないのか、取らせないのか、はっきり言って。その辺をちょっとお答えください。

○環境課長 村上勝芳君

住民のほうから通報があって、廃棄物があるよということで通報があれば、その廃棄物の内容を確認して処理をするということではございます。

(発言する声あり)

資格については持っておりませんので、職員としての立場で処理をさせていただいております。

○12番 山田乙三君

私、そう難しい質問しておるわけじゃないですよ、はっきり言って。ですから、もう少しきちとした答弁をぜひともいただきたいわけですね。そういう資格を持てば、これからどんどんどんどん厳しくなるので、ほかの自治体も当然そういうチャレンジをされるわけですから、またあれ以降、全くそういう思いをしていますか、ご計画はないということはないということですね、そうでしょう。例えば、明和町とか言いませんけれども、古い話でもう忘

れてしまいましたけれども、そういう非常に痛みを感じたときもございますし、7月末にです、7月23日でしたか、いわゆるテレビも地デジ対応になって、前のテレビはだめということで、テレビ等もいわゆる不法投棄等がふえてくるであろうと推測され、そういう中を踏まえて、肝心かなめの環境課がですね、やっぱりだれかに行っていていただいて、私どもこう思っていますよと、業者と対等に話し合える職員の育成というのは急務なんです。その辺をですね、ちょっとかみ合わない答弁では私張り合えないわけですから、その辺どうですか。お持ちでなければいけないですよ。

○町長 横江淳一君

大変、答弁がちょっと答弁がちぐはぐで申しわけございません。先ほど所信表明でもさせていただきました、本当に廃棄物の多様化がこれから考えられます。まず、議員のおっしゃるように、これからいろんなところで不法投棄がふえている状況もできるかもわかりません。その都度、我々職員、先ほど言いましたように、これから地域に飛び出して、民間の人と一緒にやってやるというときに多分多うございます。そういうときに必要とあれば、今、我々事務方でも含めて、そういう講習も受けさせることも多分これから必要になってくるんじゃないかな。ただ、今すぐお答えできるかどうかわかりませんが、そのように努めさせていただきたいな、こんなことを今思っております。

ただ、今、現状ですと、一応業者にお願いをしてということ、状況しておりますけれども、これから多様化するごみの対処については、そのことも視野に入れていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第21 議案第23号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○12番 山田乙三君

確認を含めて、ちょっと質問していきたいんですけども、都市計画条例の一部改正に伴って、都市計画に基づくのは都市計画公園で、非常にスムーズにいくわけですけども、大分以前、富吉の児童公園なんです。ここはもう網から外れちゃっていますかね。今回、ここが、こういう改正に伴って、ぜひとも都市公園に入れていただけたらな。というのは、予算も違いますし、担当課も違うわけなんです。ですから、前、加藤助役のときでしたか、そういう機会があれば見直しをしたいと、古い話ですけども。

ですから、平米数、何平米以上の要件を満たしていなければならないとか、いろいろ条件があることは承知おきするところでありましてですけども、富吉地域で猫の額より少し大きいぐらいのところかもしれないけれども、非常に有効に使わせていただいておりますし、唯一の富吉児童公園なんです。その辺がややもすると忘れられてはおられないかな、実際にテーブルのせたけれども、ちょっと網から漏れたよと、こういうことになれば、渋々ながら納得までしませんけれども、残念だなと、こんな思いが強いんですけども、どうなんですかその辺は、ちょっとお聞かせください。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

実は、昨日も富吉の駅の北側に行きまして、富吉の今の児童公園見させてもらって、非常にいい公園、花時計があって、非常にいい公園なんです。ただ、都市計画公園というふうな位置づけになりますと、都市計画法の網をかぶりますし、その辺、規模、要件等ですね、一度できるものかどうか、県のほうと協議・検討させていただきたいと思っておりますので、ちょっとお時間いただいて、またお返事を差し上げたいと思っております。

○副町長 河瀬広幸君

児童公園のほうで富吉の公園でございますが、先ほど都市計画課長が申しましたように、要件では該当しません。ですから、今回、一括化の中で、都市公園と同じようなレベルで管理をしていくというようなことで、まちづくり推進課でやりたいと思っています。その前に、産業文化会館の前の中央児童公園も、あれは児童公園であります。まちづくり推進の所管におきまして管理をしておりますので、今の段階では適正な管理を行うためにまちづくり推進課のほうで一括管理をやるための公園としてとらせていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○12番 山田乙三君

地元は、児童公園はやっぱり町内会を中心として管理をなささいよというのは、はっきり言って大前提なんです。都市公園はちょっと違いますね。遊具にとってもひがむわけじゃないですけども、非常にグレードが高い。児童公園も見ていただいてもわかりますように、例えばもうじき桜が咲きますけれども、桜の施肥は私が町内会長に言いましたけれども、奇数年ですね。施肥、肥をやる、桜の根元に2年に1回ですね。公園の掃除もやらせていた

だいておる。非常にランクが違うんですよ。都市計画で、遊具も優先的に予算も非常にふんだんにありましてね、あれと。それから、一般児童公園というのは、児童課ですか、そちらが非常に少額の予算で、課長に言っても非常に申しわけないなという思いで、壊れたでよと、こんなような実態なんですよ。だから、さらっと言われたところで、実態をね。まちづくり課長が言われた花時計は駅前であれなんですよけれども、そのもっと西の富吉児童公園で、結構大きいですよ。

前、古い話ですけども、加藤助役ね、あそこはやっぱり見直さないかんなど。古いから、網からも漏れちゃっておるんですよ。ですから、富吉で唯一の公園でして、そこそこの広さはあるんですよ。過去には運動会もやったこともありますしね。いろいろとイベント会場なんですよけれども、一度ですね、見たからどうじゃなくて、かなり平米数もございますし、石垣もどきのきちとさくもやっただいていますし、それはそれなりに大変地域の皆さんも喜んでおられるところですよけれども、しっかりととらえてご判断なったのか。いや、今期ちょっと漏らかしたなど、こうなのか。本当に網にかけて、意識的に、漏れればあれですけども。

例えば、公園というのは、土が死んでいきまして、砂を入れるときでも、もちろん児童課へ行って、砂を定期的に入れて、あとは町内会の役員がみんな勤労奉仕なんですよ。それじゃあ、都市公園はどうですか。業者ですよ、はっきり言って。ですから、そういうグレードが全然違いますよ。だから、私は、もうウン十年来の思いで申し上げておるわけで、人口もかなり富吉は蟹江町の中ですよ、忘れられていませんかと、こういうことで慎重にご判断願っての上であれば、渋々ながら私承知はしませんけれども、ご検討された経緯はどうなのですかということで、もう一度ご答弁願えたらありがたいです。

○副町長 河瀬広幸君

先ほども答弁も申しましたように、富吉の児童公園につきましては、もともと都市計画公園といいますのは、ほとんど蟹江町の場合は区画整理事業で生み出された公園でありまして、皆さんの減歩負担によって生まれております。都市公園の要件を備えておりますので、当然それなりの設備もあるし、管理もしていきたいと思っています。

富吉の児童公園につきましては、当然いろんな要件がございまして、最終的には再度確認をいたしますが、今、私の記憶でありますと、そこも精査した上で都市計画公園となれないということで判断をしておりますということでございまして、再度調査して、また結果についてはご報告したいと思っております。よろしく願いいたします。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。

せっかくでありますから、今回、我々の委員会に付託されておりますこの議案第23号もそうありますが、第24号、第25号ということで、委員長さん今お見えでございます。はつら

つ公園ですか、これも1回視察に行きまして、今言われた富吉の、委員長さん、ちょうど前になると思いますけれども、今の公園は、それがそういうものに該当できるのかということ、を委員会の中で一遍見させていただいて、やっていただくといいように思いますけれども、委員長さん、どうですか。

(発言する声あり)

あ、私が委員長に聞いてじゃない、水野さん、どうですか今回。

○産業建設部長 水野久夫君

委員会のときに現地の視察をということによろしいんですか。私どものほうは対応させていただくことは可能でございますが。あとは……、委員会の中でそういったご提案をいただければ、対応はさせていただきます。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は防災建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第22 議案第24号「町道路線廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

○議長 伊藤正昇君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は防災建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第23 議案第25号「町道路線認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

○議長 伊藤正昇君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は防災建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第24 議案第26号「海部地区水防事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 山内 巧君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

○議長 伊藤正昇君

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第26号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第25 議案第27号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

○議長 伊藤正昇君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第27号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

日程第26 議案第28号「愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

○議長 伊藤正昇君

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第28号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は精読とされました。

○議長 伊藤正昇君

暫時休憩をいたします。3時20分から再開をいたします。

(午後 3時01分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時20分)

○議長 伊藤正昇君

日程第27 議案第29号「平成23年度蟹江町一般会計予算」ないし日程第35 議案第37号「平成23年度蟹江町水道事業会計予算」を一括議題として、順次提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、まず私のほうから、蟹江町の平成23年度一般予算についてご説明を申し上げます。

まず、予算書をごらんになっていただきたいと思います。予算書の1ページをごらんになってください。

議案第29号 平成23年度蟹江町一般予算。

平成23年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96億5,503万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

歳出予算の流用。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用とする。

平成23年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

次表の第1表 歳入歳出予算につきましては、別添資料の後ほど予算関係資料でご説明を申し上げます。

6ページをごらんください。歳入歳出予算書の6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額でございますが、まず事項につきましては、海部津島土地開発公社の債務に対する保証初め内部情報管理機構借上料、英語指導助手業務委託料の3件でございます。

なお、期間、限度額につきましては、事項に記載したとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

第3表 地方債。

起債の目的、臨時財政対策債6億円、蟹江南保育所改築事業4億1,400万円、福祉給食セ

ンター移転改築事業7,200万円、土地区画整理事業4,500万円、街路整備事業2,100万円、蟹江北中学校空調設備設置事業3,700万円、以上6件で、総額限度額が11億8,900万円となっております。

起債の方法は、証書借り入れ。

なお、利率、償還の方法は、事項の記載のとおりでございますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

それでは、附属資料の平成23年度予算関係資料をごらんください。

3ページ、4ページをお願いしたいと思います。

平成23年度一般会計予算額一覧表。

まず、歳入でございますが、款1の町税でございます。町税につきましては、1項の町民税から固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、都市計画税の6税目で、総額47億7,080万1,000円の予算額でございます。22年度の当初予算が47億5,460万5,000円でございますので、比較増減といたしましては1,619万6,000円の増でございます。伸び率は0.3%でございます。

2款地方譲与税1億2,700万円、22年度当初予算が9,400万円でございますので、比較増減といたしましては3,300万の増でございます。内容につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税がございます。

3利子割交付金2,100万円、22年度当初予算が2,200万円でございますので、100万円の減額でございます。

4配当割交付金1,300万円、22年度当初予算1,100万円、比較増減が200万円の増でございます。

5株式等譲渡所得割交付金500万円、22年度当初予算も500万円、プラス・マイナス増減なしでございます。

6地方消費税交付金3億4,400万円、22年度当初予算3億2,500万円に比較しまして1,900万円の増でございます。

7自動車取得税交付金4,600万円、22年度当初予算6,200万円、比較いたしますと1,600万円の減額でございます。

8地方特例交付金6,700万円、22年度当初予算6,500万円に対して200万円の増でございます。

9地方交付税5億6,000万円、22年度当初予算が1億8,000万円の計上でございますので、3億8,000万円の増でございます。

10交通安全対策特別交付金800万円、22年度も同じく800万円、比較増減ゼロでございます。

11分担金及び負担金3億828万9,000円、22年度当初予算が3億2,137万3,000円、比較といたしましては1,308万4,000円の減でございます。

12使用料及び手数料、これは使用料と手数料でございまして、総額、23年度当初予算が8,132万8,000円、前年度の当初予算が8,354万3,000円、比較増減が220万5,000円の減でございます。

13国庫支出金、内容といたしましては、1項の国庫負担金、2項の国庫補助金、3項の国庫委託金がございまして、総額としては9億4,809万7,000円、22年度の当初予算計上額が8億1,310万6,000円でございますので、比較増減といたしましては1億3,499万1,000円の増でございます。

14県支出金5億6,782万3,000円、内容といたしましては、1項の県負担金、2項県補助金、3項県委託金、4項の県交付金、合わせて5億6,782万3,000円でございます。22年度当初予算が5億5,080万9,000円でございますので、比較増減で1,701万4,000円の増額となっております。

15財産収入、財産運用収入と財産売払収入がございまして、総額といたしましては、平成23年度予算額180万4,000円、22年度当初予算が1,050万5,000円でございますので、870万1,000円の減額でございます。

16寄附金1万4,000円、22年度予算が3万5,000円、比較増減2万1,000円の減でございます。

17款繰入金でございます。収入といたしましては、1項の特別会計繰入金、2項の基金繰入金がございまして、総額といたしまして3億4,949万7,000円の23年度予算計上額でございます。22年度予算が3億5,139万7,000円でございますので、比較増減が120万円の減でございます。

18繰越金5,689万6,000円、22年度当初予算4,906万3,000円に對しまして、783万3,000円の増でございます。

19款諸収入、内容といたしましては、1の延滞金、加算金及び過料、2の町預金利子、3の貸付金元利収入、4の受託事業収入、5の雑入、1億9,048万6,000円の計上額でございます。22年度の当初予算が2億6,577万4,000円でございますので、比較増減が7,528万8,000円の減額でございます。

20町債、総額が11億8,900万円、22年度予算が9億7,500万円でございますので、比較増減額は2億1,400万円の増額でございます。

歳入合計が、合わせまして96億5,503万5,000円、22年度予算が89億4,721万円でございますので、比較いたしますと7億782万5,000円の増額予算でございます。

次に、次ページ、歳出に移ります。

歳出、1議会費、23年度予算額1億6,071万1,000円、22年度予算が1億1,955万8,000円でございますので、比較増減額が4,115万3,000円の増でございます。

2款の総務費、総務費につきましては、1の総務管理費、2の徴税费、3の戸籍住民基本台帳費、4の選挙費、5の統計調査費、6の監査委員費、6項目含めまして総額が12億

9,729万9,000円でございます。22年度当初予算11億9,756万3,000円と比較いたしますと、9,973万6,000円の増でございます。

3款民生費、民生費は、1項の社会福祉費、2項の児童福祉費、3項の災害救助費、この3項目を合わせましてトータル39億122万8,000円の当初予算計上額でございます。平成22年度の当初予算額が32億9,834万8,000円でございますので、比較増減といたしましては6億288万円の増額となっております。

4款衛生費、内訳は、1項の保健衛生費、2項の清掃費でございます。トータルといたしまして、平成23年度当初予算額、衛生費としましては11億1,537万9,000円、22年度の当初予算額が10億4,560万6,000円でございますので、6,977万3,000円の増額でございます。

5款農林水産業費、23年度当初予算額9,662万円、22年度当初予算が1億1,226万2,000円でございますので、1,564万2,000円の減額でございます。

6款商工費1億4,648万5,000円の当初予算の計上額でございます。昨年度22年度は1億2,727万4,000円でございますので、比較増減1,921万1,000円の増でございます。

7款土木費、土木費につきましては、1項の土木管理費、2項の道路築造費、3項の河川費、4項の都市計画費、この4項目からなっております。平成23年度の当初予算額が6億4,582万9,000円でございます。平成22年度の当初予算計上額が9億856万4,000円でございますので、比較増減といたしましては2億6,273万5,000円の減額となっております。

8款消防費、23年度当初予算額4億7,275万4,000円、22年度の当初予算が5億1,675万1,000円でございますので、4,399万7,000円の減額となっております。

9款教育費、教育費につきましては、1項の教育総務費、2項の小学校費、3項の中学校費、4項の社会教育費、5項の保健体育費、6項の私立学校費の6項目からなっております。平成23年度の当初予算が10億8,197万2,000円となっております。平成22年度の当初予算が9億1,863万円でございますので、比較増減1億6,334万2,000円の計上額となっております。

10の公債費7億2,875万8,000円、平成22年度の当初予算が6億9,465万4,000円の計上額でございますので、比較増減といたしましては3,410万4,000円の増となっております。

11款予備費、23年度当初予算額800万円、こちらは前年度の当初予算計上額と同じでございますので、比較増減はゼロでございます。

以上、歳出合計96億5,503万5,000円、22年度の当初予算が89億4,721万となっておりますので、比較増減が7億782万5,000円の増額となっております。

以上が、平成23年度一般会計当初予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○民生部長 齋藤 仁君

ご提案申し上げます。

23年度の予算書のほうの205ページをお願いいたします。

議案第30号 平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算。

平成23年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億3,705万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の款の流用とする。

平成23年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

説明につきましては、こちら平成23年度民生部の特別会計予算説明資料で行います。そちらをごらんいただきたいと思います。

1 ページをお願いいたします。

平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税、本年度予算は9億1,468万5,000円、前年度22年度でございますが9億7,457万円、比較増減といたしまして、減額の5,988万5,000円でございます。なお、この国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税の2種類でございます。

2 款使用料及び手数料、本年度予算2,000円、前年度2,000円で、比較増減ゼロでございます。この手数料の中には、督促手数料、事務手数料等がございます。

3 款国庫支出金7億7,348万6,000円、前年度7億1,719万5,000円、比較増減で5,629万1,000円の増でございます。この国庫支出金には国庫負担金、この負担金には療養給付費等負担金、それから共同事業負担金、特定健康診査等負担金がございます。そのほかに、国庫補助金、財政調整の交付金、出産育児一時金の補助金、なお、介護従事者処遇改善臨時特例交付金は23年度からはこれはございませんので、皆減となっております。

4 款療養給付費交付金1億7,552万2,000円、前年度1億7,512万7,000円、比較増減39万5,000円の増でございます。この中には、療養給付費等交付金がございます。

5 款前期高齢者交付金7億8,865万4,000円、前年度8億463万5,000円、比較増減1,598万1,000円の減でございます。

6 款県支出金1億5,853万1,000円、前年度1億4,426万6,000円、比較増減で1,426万5,000円の増でございます。県支出金の中には県の負担金、この中で高額医療費共同事業負担金と

特定健康診査等負担金がございます。ほかに、県補助金で県の補助金と県財政調整交付金がございます。

7款共同事業交付金 3億3,245万2,000円、前年度 2億8,605万6,000円、比較増減4,639万6,000円の増でございます。

8款財産収入6,000円、前年度32万4,000円、比較増減31万8,000円の減額でございます。これは、財産運用収入ということで、利子及び配当金ということで6,000円の計上でございます。

9款繰入金 2億75万7,000円、前年度 1億4,298万1,000円、比較増減5,777万6,000円の増でございます。これは、他会計の繰入金で一般会計から繰り入れていただくもの、そのほか基金繰入金ということで、国民健康保険の支払準備基金の繰入金がございます。

10款繰越金8,126万2,000円、前年度8,807万1,000円、比較増減680万9,000円の減でございます。これは、前年度の繰越金でございます。

11款諸収入1,169万6,000円、前年度1,121万9,000円、比較増減47万7,000円の増でございます。諸収入の中には、延滞金、加算金及び過料、それから預金利子、還付金元利収入、そのほかに雑入として滞納処分費、第三者納付金、返還金、雑入等がございます。

以上、国民健康保険事業特別会計の総額といたしましては34億3,705万3,000円、前年度が33億4,444万6,000円でしたので、比較増減で9,206万7,000円の増でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費2,999万円、前年度2,960万4,000円、比較増減で38万6,000円の増でございます。総務費の中には、総務管理費とその中に一般管理費、連合会負担金、そのほか2の運営協議会費ということで運営協議会費がございます。

2款保険給付費24億3,042万9,000円、前年度23億4,150万8,000円、比較増減8,892万1,000円の増でございます。この中には、療養諸費ということで一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費、審査支払手数料がございます。そのほかに、2項の高額療養費ということで、この中には一般被保険者から先ほど申し上げましたように退職被保険者等の高額療養費、高額介護合算療養費まで含まれております。そのほかに、3の移送費、一般被保険者と退職被保険者の分、そのほか出産育児諸費ということで出産育児一時金と支払手数料、葬祭諸費ということで葬祭費がございます。

3款後期高齢者支援金等 3億8,223万9,000円、前年度 4億2,694万9,000円、比較増減4,471万円の減でございます。これは、後期高齢者支援金等ということで、後期高齢者の支援金と関係事務費の拠出金でございます。

4款前期高齢者納付金等93万9,000円、前年度80万5,000円、比較増減13万4,000円の増でございます。この中は、前期高齢者納付金等ということで、前期高齢者納付金のほか、同じく

関係事務費の拠出金がございます。

5款老人保健拠出金1,039万5,000円、前年度882万4,000円、比較増減157万1,000円の増でございます。老人保健の拠出金で、この中には老人保健医療の拠出金、老人保健事務費の拠出金がございます。

6款介護納付金1億9,404万6,000円、前年度1億7,941万6,000円、比較増減1,463万円の増でございます。これは、介護納付金でございます。

7款共同事業拠出金3億4,348万7,000円、前年度2億9,778万8,000円、比較増減4,569万9,000円の増でございます。共同事業拠出金で高額医療費共同事業医療費拠出金、その他の共同事業拠出金という2項が含まれております。

8款保健事業費3,341万2,000円、前年度3,711万8,000円、比較増減370万6,000円の減でございます。これは、特定健康診査等事業費、そのほかに保健事業費ということで、この保健事業費の中には疾病予防費と出産費資金貸付費ということでございます。

9款基金積立金6,000円、前年度32万4,000円、比較増減31万8,000円の減でございます。これは、国民健康保険支払準備基金の積立金を積み立てるものでございますが、前年に対して31万8,000円の減額で予算を作成させていただきました。

10款諸支出金211万円、前年度211万円、比較増減ゼロでございます。これは、償還金及び還付加算金ということで、保険税の還付金、それから償還金、還付加算金が含まれております。

11款予備費1,000万円、前年度2,000万円、比較増減1,000万円の減でございます。予備費の1,000万円の減額を予算計上させていただきました。

合計でございます。歳出合計34億3,705万3,000円、前年度33億4,444万6,000円、比較増減9,260万7,000円の増でございます。

国民健康保険につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○総務部長 加藤恒弘君

では、引き続きまして、237ページのほうをお願いいたします。

議案第31号 平成23年度蟹江町土地取得特別会計予算。

平成23年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,002万9,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成23年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

恐れ入りますが、2ページめくっていただきまして、説明書のほうをお願いいたします。

241ページでございます。

歳入でございます。

まず、財産収入、本年度2万6,000円、前年度が58万1,000円で、減額の55万5,000円でございます。これは、利子の収入でございます。

繰越金は1,000円、前年度も1,000円で、変更ございません。

諸収入1億8,000万2,000円、これにつきましても前年度と同額でございます。この諸収入は、基金からの繰入金をもって充てるものでございます。

続きまして、1ページめくっていただきまして、歳出でございます。

1 土地取得費でございます。本年度1億8,000万3,000円、前年度も同額でございます。こちらにつきましては、用地を先行購入するための土地購入費でございます。

2 款の土地開発基金費2万5,000円、前年度58万円、減額の55万5,000円でございます。こちらにつきましても、利息を積み立てるものでございます。

あと、諸支出金の本年度1,000円、前年度も1,000円の変わりございません。こちらにつきましては、頭出しの償還金の関係でございます。

トータルで1億8,002万9,000円の本年度予算、昨年度1億8,058万4,000円の予算でございますので、減額の55万5,000円の予算ということになります。

どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○産業建設部長 水野久夫君

それでは、249ページをお願いいたします。

議案第32号 平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算。

平成23年度の名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成23年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一です。

次に、256ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。

第1款清算徴収金、第1項清算徴収金、1目清算徴収金、これは清算の徴収金といたしまして31万8,000円の歳入を計上しております。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金として1,000円の計上です。

3款諸収入、第1項清算金利子、1目清算金利子、清算金利子としては1万4,000円を見込んでおります。なお、同じく3款の諸収入、預金金利子につきましては、廃目となっております。

ます。

次ページ、歳出をお願いいたします。

1 款土地区画整理費、1 項土地区画整理管理費、1 目土地区画整理事業費、これにつきましては、土地区画整理事業としまして、繰出金といたしまして一般会計への繰出金として33万3,000円を計上したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○民生部長 齋藤 仁君

ご提案申し上げます。

予算書の261ページをお願いいたします。

議案第33号 平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計予算。

平成23年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億1,941万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成23年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

説明に関しましては、先ほどの民生部の特別会計予算説明資料をお願いいたします。

ページ数、3ページでございます。

平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計予算額一覧表、こちらでございます。

まず、歳入からでございます。

1 款保険料、本年度予算3億7,222万円、前年度予算3億3,765万円、比較増減で3,457万円の増でございます。介護保険料、第1号被保険者の保険料でございます。

第2款国庫支出金3億1,969万3,000円、前年度2億7,626万4,000円、比較増減4,342万9,000円の増でございます。その内訳は、国庫負担金で介護給付費の負担金、それから国庫補助金で調整交付金、それから地域支援事業交付金、同じく地域支援事業の交付金ですが、2つ目は包括的支援事業、任意事業の分でございます。最初のほうは介護予防事業の分でございます。

3 款、支払基金交付金4億9,262万1,000円、前年度4億2,729万3,000円、比較増減で6,532万8,000円でございます。支払基金の交付金で、介護給付費の交付金と地域支援事業の支援金交付金でございます。

4 款県支出金2億4,892万6,000円、前年度2億1,406万6,000円、比較増減3,486万円の増でございます。これは、県の負担金、介護給付費の負担金と県の補助金、地域支援事業の交付金、これも介護予防と同じく地域支援事業の交付金、包括的支援事業（任意事業）の補助金でございます。

5款財産収入4,000円、前年度27万5,000円、比較増減27万1,000円の減でございます。これは、財産運用収入で、利子につきまして預金利子が減ってきたというものでございます。

6款繰入金2億8,494万1,000円、前年度2億3,253万8,000円、比較増減5,240万3,000円の増でございます。これは、一般会計の繰入金、このうちでは介護給付費の繰入金、それから地域支援事業繰入金、これも介護予防事業、それから同じく包括的支援事業、任意事業の分でございます。その他の一般会計の繰入金というものがございます。そのほかに、基金繰入金ということで、介護給付費の支払準備基金の繰入金、それからこちらも介護従事者処遇改善臨時特例基金の繰入金、これも22年度で終了いたしましたので、こちらについては皆減ということでございます。

7款繰越金100万円、前年度100万円、差し引き増減ございません。

8款諸収入6,000円、前年度6,000円、差し引き増減ございません。諸収入の中には、延滞金、加算金及び過料ということで、1号被保険者の延滞金・過料、それから預金利子、雑入として第三者納付金、返納金、雑入というものがございしますが、比較増減はございません。

合計で17億1,941万1,000円、前年度が14億8,909万2,000円、比較増減で2億3,031万9,000円の増でございます。

次に、次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、本年度3,701万8,000円、前年度が3,268万5,000円、比較増減で433万3,000円の増でございます。総務管理費と徴収費がでございます。

2款保険給付費16億3,760万4,000円、前年度14億987万3,000円、比較増減2億2,773万1,000円でございます。これは、保険給付費と審査支払手数料、それから高額介護サービス等費でございます。

3款地域支援事業費3,778万円、前年度3,125万3,000円、比較増減652万7,000円の増でございます。この中には、介護予防事業費、それから包括的支援事業（任意事業）費がございします。

4款基金積立金6,000円、前年度27万8,000円、比較増減27万2,000円の減でございます。こちらは、介護給付費の準備基金の積立金と先ほど皆減になりました介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、これは項目がありましたので掲げさせていただいた分でございます。

5款諸支出金700万2,000円、前年度1,500万2,000円、比較増減800万の減でございます。これは、償還金及び還付加算金、第1号被保険者の保険料還付加算金と償還金でございます。そのほかに、繰出金で項目程度の1,000円を挙げさせていただいております。

6款予備費1,000円、前年度同額の1,000円、比較増減はございません。

合計で、歳出合計17億1,941万1,000円、前年度14億8,909万2,000円、比較増減2億3,031万9,000円の増でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○上下水道部長 佐野宗夫君

それでは、ご提案申し上げます。

ページでは283ページをお願いいたします。

議案第34号 平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算。

平成23年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ774万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。平成23年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

290ページ、291ページをお願いいたします。

2歳入の部でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項の分担金でございます。これにつきましては、コミュニティ・プラント事業分担金で33万8,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項の使用料でございます。この使用料につきましては、予算額512万円、そのうちの使用料と滞納の繰り越し分が含まれております。

3款繰入金、第1項一般会計繰入金、一般会計繰入金で227万9,000円の予算でございます。

第4款の繰越金、第5款の諸収入の雑入でございますが、これにつきまして項目出しで1,000円でございます。

それから、1枚はねていただきまして、歳出の部でございます。

第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費774万円でございます。これにつきましては、需用費から繰越金までで成り立っております。各項目の主なものといたしましては、まず需用費の電気代が222万円でございます。それから、役務費につきましては、あくまで手数料の汚泥の抜き取り手数料でございます。99万円でございます。委託料といたしましては、処理施設の維持管理業務委託で270万円でございます。15の工事請負費の中では、第1の下水道管理維持修繕工事と蟹江南クリーンセンター機器の整備修繕工事を含めまして、135万円でございます。

以上でございます。

続きまして、1ページはねていただきまして、295ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第35号 平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算。

平成23年度蟹江町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億9,197万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。地方債。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

平成23年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

298ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的といたしましては、公共下水道事業といたしまして2億2,750万円、流域下水道事業といたしまして3,450万円、合計の2億6,200万円でございます。

起債の方法としては、証書借り入れでございます。

利率、償還の方法は記載のとおりでございます。後ほどお目通しのほどお願いいたします。302ページ、303ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、下水道整備の分担金でございます。本年度4,000円、流域関連の分担金は1,000円ございまして、5,000円の合計でございます。これにつきましては、説明のほうで1の豊台と水明台、それから滞納繰越分としても豊台と水明台、それから1の流域分担金といたしましては流域関連の分担金で1,000円、各1,000でございます。

第1款の分担金及び負担金、第2項の負担金でございます。流域関連受益者負担金でございます。これにつきましては、流域関連受益者負担金1億5,696万7,000円、それと流域関連受益者負担金滞納繰越分1,000円でございます。合計といたしまして、1億5,696万8,000円でございます。

2款の使用料及び手数料、1項の使用料でございます。これにつきましては3,166万5,000円の予算で、説明で、豊台団地と東水明台と流域関連でございます。

続きまして、第2款の使用料及び手数料、2項の手数料、総務手数料でございます。これにつきましては66万円でございます。これにつきましては、計画審査手数料が9万円、それから4番の責任技術者登録手数料2万円で、2番、3番ございまして、トータルが66万円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目の公共下水道事業国庫補助金でございます。これにつきましては2億円でございます。社会資本整備総合交付金といたしまして2億円を計画させていただきました。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金でございます。これにつきましては1億3,067万7,000円でございます。

1ページはねていただきまして、第5款繰越金、第1項の繰越金につきましては、前年度繰越金で1,000円を挙げさせていただいております。諸収入の利子につきましても、同じく1,000円を挙げさせていただいております。

第6款の諸収入、雑収入の1目の雑収入でございますが、これは1,000万2,000円でございます。1番の消費税等還付金といたしまして1,000万円、消費税還付加算金と雑入で各1,000円ずつで、合計の1,000万2,000円でございます。

7款の町債でございます。町債につきましては、先ほど申しましたように、公共下水道と流域下水道とで合わせまして2億6,200万円でございます。

また1ページはねていただきまして、歳出の部でございます。

第1款の総務費、第1項の総務管理費、1目の一般管理費でございます。これにつきましては、2節の給料から28節の繰出金までで成り立っております。まず主なものといたしましては、給料のほうで2,399万8,000円でございます。それから、一般管理費の部の賃金でございます。4人賃金といたしまして279万円でございます。それから、下へいっていただきまして、19節の負担金補助及び交付金でございます。これにつきましては、5番の県派遣職員の負担金でございます。550万円でございます。それから、繰出金でございます。これにつきましては、一般会計の繰出金といたしまして4,915万1,000円でございます。

もう1ページ、2ページはねていただきまして、第2款の事業費でございます。第1項の公共下水道事業費、1目の公共下水道事業費でございます。本年度予算額といたしましては5億6,981万7,000円でございます。これにつきましては、需用費から22の補償補てん賠償金までで成り立っております。主なものといたしましては、委託料の中の5,618万7,000円でございますが、これにつきましては、1番の公共下水道管渠維持管理委託料から6番の公共下水道管の工事検査委託料までで成り立っております。

それから、15節工事請負費でございますが、これについての主なものといたしましては、公共下水道管布設工事の関係でございます。

それから、19節の負担金補助及び交付金でございます。これにつきましては、1番の日光川下流流域下水道事業負担金が一番大きな金額でございます。それから、2の補助金でございます。これにつきましても、公共下水道整備接続促進補助金で5,247万5,000円を挙げさせていただいております。

それから、補償補てん賠償金ですが、5,000万円を挙げさせていただいております。

2目の維持管理費では、4,959万5,000円を挙げさせていただいております。この主な金額といたしましては、報償費で説明の欄でございますが、受益者負担金の前納の報奨金で1,389万円を挙げらせてもらっております。

委託料につきましては793万9,000円でごさいます、1枚はねていただきまして、負担金補助金の日光川下流流域下水道維持管理負担金、上段のほうでごさいます、1,929万2,000円を挙げさせてもらっております。

それから、豊台団地の管理運営費用、それから東水明台の運営費用を295万6,000円と146万円を挙げさせてもらっております。

それから、公債費につきましては、まず現金といたしましては2,176万8,000円を挙げさせていただいておりまして、利子といたしまして4,467万1,000円でごさいます。

予備費でごさいます、これにつきましては10万円を挙げさせていただきます。

以上でごさいます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○民生部長 齋藤 仁君

それでは、ご提案申し上げます。

引き続き、321ページをごらんください。

議案第36号 平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算。

平成23年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,925万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。平成23年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一。

ご説明につきましては、民生部特別会計予算説明資料をお願いしたいと思います。

5ページでごさいます。

まずもって、おわび申し上げます。表題部「平成22年度」になっておりますが、23年度の誤りでごさいます。大変申しわけございませんでした。「平成23年度」にご訂正をお願いしたいと思います。

蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算額一覧表。

歳入でごさいます。

第1款後期高齢者医療保険料、本年度予算2億7,833万円、前年度予算2億7,613万4,000円、比較増減で219万6,000円の増でごさいます。後期高齢者医療の保険料でごさいます。

2款県支出金3,153万9,000円、前年度予算2,837万8,000円、比較増減316万1,000円の増でごさいます。

3款使用料及び手数料1,000円、前年度も1,000円で比較増減ございません。項目程度でごさいます。

4款繰入金2億6,736万7,000円、前年度2億4,121万円、比較増減2,615万7,000円の増でごさいます。この中には、一般会計の繰入金で療養給付費の繰入金、保険基盤安定繰入金、事

務費等の繰入金がございます。

次に、5款諸収入1万3,000円、前年度1万3,000円、比較増減はございません。これは、延滞金、加算金及び過料ということで、延滞金と還付加算金、それから預金利子が、雑入とといったものが含まれております。

6款繰入金200万円、前年度200万2,000円、比較増減2,000円の減でございます。

歳入合計5億7,925万円、前年度5億4,773万8,000円、比較増減3,151万2,000円の増でございます。

次ページ、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、本年度予算600万7,000円、前年度予算605万9,000円、比較増減5万2,000円の減でございます。この中には、総務管理費として一般管理事務費、それから電子計算管理事務費、2項の賦課徴収費が含まれております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金5億7,123万円、前年度5億3,966万4,000円、比較増減3,156万6,000円の増でございます。広域連合に納付するお金でございます。

3款諸支出金201万2,000円、前年度201万2,000円、比較増減ございません。この中には、償還金及び還付加算金、このうちに還付加算金と償還金、それから2項の繰出金、一般会計への繰出金、項目程度の1,000円。

それから、次に、4款予備費1,000円、項目程度でございます。前年度予算3,000円、比較増減2,000円の減でございます。

歳出合計5億7,925万円、前年度5億4,773万8,000円、比較増減3,151万2,000円の増でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○上下水道部長 佐野宗夫君

それでは、引き続きまして、蟹江町の水道事業会計予算をお願いいたします。

まず、1ページ目、ご提案申し上げます。

議案第37号 平成23年度蟹江町水道事業会計予算。

総則。

第1条 平成23年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

事業の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分1、事業量、事項1配水量でございます。説明のほうでは、年間の総量といたしまして471万6,000トンでございます。1日の平均トン数でいきますと、1万2,921立方メートルでございます。1人1日平均といたしましては、354リッターを計画しております。

2の有収水量といたしましては、424万4,000トンでございます。有収率といたしましては

90%。

4の給水加入件数といたしましては1万2,920件、5の給水人口といたしまして3万6,500人。

6の建設改良費でございますが、1の総額といたしまして、1の事務費から固定資産の取得費までで2億123万1,000円でございます。2の職員の計画でございます。損益勘定所属職員といたしまして5名、2の資本勘定所属職員といたしまして2名。

収益的収入及び支出でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入。

第1款水道事業収益につきましては、第1項営業収益から第3項の特別利益までの合計で7億3,654万8,000円でございます。

1枚はねていただきまして、支出の部でございます。

第1款水道事業費は、第1項の営業費用から第4項の予備費までで成り立っておりまして、合計6億8,989万8,000円でございます。

資本的収入及び支出でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,153万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,015万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,810万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,327万1,000円で補てんするものとする。）

収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項の工事負担金と第2項の固定資産売却代金でございまして、8,875万6,000円でございます。

支出といたしまして、第1款資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の予備費の合計で2億5,029万1,000円でございます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。（1）といたしまして職員の給与費と（2）の交際費でございます。

棚卸資産購入限度額。

第6条 棚卸資産の購入限度額は、763万1,000円と定める。

平成23年3月2日提出。

蟹江町長 横江淳一でございます。

続きまして、4ページから23ページまでにつきましては、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

24ページ以降につきましては23年度の予算実施計画明細書の内容につきましては、別紙のほうで説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

平成23年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表。

1、収益的収入及び支出。

収入の部でございます。1款水道事業収益。科目といたしまして、1項の営業収益につきましては、1目の給水収益から3目のその他営業収益で、合計で7億3,627万7,000円でございます。2項の営業外収益につきましては、1目の受取利息及び配当金から3目の雑収益で26万9,000円でございます。3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益から2目の過年度損益修正益でございます。2,000円でございます。

合計といたしまして、本年度予算額7億3,654万8,000円、前年度予定額は7億3,091万8,000円で、5,563万円の増でございます。

支出の部でございます。

第1款の水道事業費用でございます。第1項の営業費用でございますが、1目の原水及び浄水費から7目のその他営業費用で成り立っております。6億6,423万円でございます。

2項の営業外費用といたしましては、1目の支払利息から3目の雑支出でございます。1,636万8,000円でございます。3項の特別損失でございますが、1目の固定資産売却損から2目の過年度損益修正損で、430万円でございます。予備費では、500万円を挙げさせていただいております。合計、本年度予算額は6億8,989万8,000円、前年度予定額は7億1,235万円でございます。2,245万2,000円の減額でございます。

2といたしまして、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

1款の資本的収入、1項の工事請負費でございます。8,119万5,000円でございます。2項の固定資産売却といたしましては、756万1,000円で、合計で8,875万6,000円、前年度予定額は1億2,020万7,000円でございます。3,145万1,000円の減額でございます。

裏面をお願いいたします。

支出の部でございます。

第1款の資本的支出、科目で1項の建設改良費につきましては、1目の事業費から4目の固定資産取得費までの合計で2億123万1,000円でございます。2項の企業債償還金は4,876万円、3項の予備費につきましては30万円でございます。

合計といたしまして2億5,029万1,000円、前年度予定額といたしまして3億62万1,000円で、5,033万円の減額でございます。

表欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,153万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,015万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,810万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,327万1,000円で補てんす

るものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明は終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第29号ないし第37号は、来る3月15日、16日の両日にかけて審議をお願いすることにしたいと思っております。一括精読にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第29号ないし議案第37号の9議案については、精読とされました。3月15日、16日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

○議長 伊藤正昇君

お諮りをいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」、選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」、発議第1号「蟹江町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」、発議第2号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」、この際、日程に追加し議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、4議案を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

追加日程第36 選挙第1号「海部地区急病診療所組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。海部地区急病診療所組合議会議員に、松本正美君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長において指名をいたしました松本正美君を、海部地区急病診療所組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。ただいま指名をいたしました松本正美君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選をされました。

ただいま海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました松本正美君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 伊藤正昇君

追加日程第37 選挙第2号「海部南部広域事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

海部南部広域事務組合議会議員に、林英子君、山田邦夫を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長において指名をいたしました林英子君、山田邦夫君を、海部南部広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。ただいま指名いたしました林英子君、山田邦夫君が海部南部広域事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま海部南部広域事務組合議会議員に当選されました林英子君、山田邦夫君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長 伊藤正昇君

追加日程第38 発議第1号「蟹江町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

議員定数16名を14名にする、単に経費節減云々ということになるかというふうに思うわけでありませけれども、日本共産党は今、社会的にあるいは政治的に大きな問題になっているのは、地方議会が憲法に保障された二元代表制をしっかり守る立場で、住民の皆さんのご意向を十分議会に反映しているかどうか、ここに大きな関心が寄せられていると思うのであります。

名古屋市では、多くの批判がございました。私ども外部から見ても、議員の定数につきましても、あるいは歳費につきましても、この我々の常識からすれば考えられない状況の、しかもその上なおかつ……、政務調査費ですな。政務調査費は月に50万ももらっているなんていうことは考えられない。それが平然と通っておったということに、やっぱり名古屋市民はですね、こんなばかなことがあるかと、一方でおれらの暮らしはどうなっているんだということでの大きな疑問と反発があったのではないかと思うんですね。

そういう意味でいきますと、我々蟹江町議会でも、そういう住民の皆さんのご意向、蟹江町の政治が例えば閉塞状況になっておれば、それをただしチェックする議会の機能を十分果たしているかどうか。こういうことが問題であって、定数を減らしたから、そのことがじゃあ解決できるかというところではない、むしろ十分住民の皆さんの意見が反映できない方向にだんだんとなっていってしまう。我々がみずから憲法に保障された二元代表制を放棄するような方向に向けていると言っても過言ではないというふうに思うのであります。

したがって、日本共産党は、今、この一層住民の皆さんの意見が反映できない方向で定数を減らすということについては大反対であります。

以上であります。

○14番 奥田信宏君

14番 奥田でございます。

私も今、蟹江町議会は、9月あるいは12月議会といろんな中で議員総会をやりまして、人数についてはどのくらいが適当だろうと、そしていろんな意見を聞かせたあげく、これは選挙ももう目の前に迫っております。その中で、今、小原議員が言われたような議論も、その中では大変たくさんしたわけでありませますが、多くの議員の同士の皆さんが2名減で臨みたいということで賛成をいただきました。よって、この議案に賛成をいたします。

○議長 伊藤正昇君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決をいたします。

発議第1号の蟹江町議会の議員の定数を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

追加日程第39 発議第2号「蟹江町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

以上で本日の日程は全部終了しました。

これにて散会をいたします。

全協はあす9時から開催をいたします。

本日はどうもご苦労さんでした。

(午後 4時38分)